

議案番号	件名	頁	摘要
143	豊岡市立竹野子ども体験村の指定管理者の変更について	129	
144	豊岡市立神鍋高原観光施設の指定管理者の指定について	133	
145	豊岡市立殿食材供給施設の指定管理者の指定について	137	
146	豊岡市立出石農産物加工場の指定管理者の指定について	141	
147	豊岡市立但東農産物加工施設の指定管理者の指定について	145	
148	豊岡市立但東シルク温泉やまびこの指定管理者の指定について	149	
149	豊岡市立たんたん温泉福寿の湯の指定管理者の指定について	153	
150	豊岡市立市民交流広場及び豊岡市立こども広場の指定管理者の指定について	157	
151	豊岡市立豊岡市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	161	
152	豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	167	
153	豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	173	
154	豊岡市城崎温泉地区における歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例制定について	179	
155	豊岡市給水条例の一部を改正する条例制定について	185	
156	豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例制定について	191	
157	豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	199	
158	豊岡市立市民交流広場の設置及び管理に関する条例制定について	205	
159	豊岡市立こども広場の設置及び管理に関する条例制定について	215	
160	豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	225	
161	令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第14号）	231	
162	令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	305	
163	令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）	321	
164	令和3年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	335	
165	令和3年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第3号）	353	
166	令和3年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）	371	
167	令和3年度豊岡市水道事業会計補正予算（第3号）	385	
168	令和3年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第2号）	397	
追加予定	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		

議案番号	件名	頁	摘要
追加予定	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		

報告第19号

専決処分したものの報告について

市長に委任する専決処分事項の指定について(平成28年12月27日議決)の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により報告する。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

損害賠償の額を定めることについて

専決第16号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和3年11月22日専決

豊岡市長 関貫久仁郎

記

事故区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和3年10月28日（木） 午前10時20分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市高屋 [REDACTED] [REDACTED]
相手方の 住所氏名	[REDACTED] [REDACTED]
損害賠償額	72,600円
事故の概要	高年介護課職員が現場付近宅を訪問後、私道から公用車を発進し市道へ出ようとした際、左側の確認が不十分であったため、私道に隣接する相手方宅のブロック塀に接触し、塀の一部を損傷させたもの。 (過失割合 豊岡市10割)

報告第20号

専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第13号）

令和 3 年度豊岡市一般会計補正予算（第 13 号）

令和 3 年度豊岡市の一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 404,529 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50,423,444 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 3 年 11 月 25 日専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		5,540,351	404,438	5,944,789
	1. 国庫負担金	2,670,357	226,076	2,896,433
	2. 国庫補助金	2,830,579	178,362	3,008,941
22. 諸収入		1,554,377	91	1,554,468
	5. 雑収入	966,933	91	967,024
歳入合計		50,018,915	404,529	50,423,444

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 衛 生 費		4,801,783	404,529	5,206,312
	1. 保 健 衛 生 費	4,277,090	404,529	4,681,619
歳 出	合 計	50,018,915	404,529	50,423,444

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4. 衛生費	1. 保健衛生費	予防接種事業	285,833
計			285,833

令和 3 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計
補 正 予 算 (第 13 号) に 関 する 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	5,540,351	404,438	5,944,789
22. 諸収入	1,554,377	91	1,554,468
歳入合計	50,018,915	404,529	50,423,444

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費	4,801,783	404,529	5,206,312
歳出合計	50,018,915	404,529	50,423,444

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
404,438		91	
404,438	0	91	0

2. 歳 入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費国庫負担金	19,950	226,076	246,026
計	2,670,357	226,076	2,896,433

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
3. 衛生費国庫補助金	97,852	178,362	276,214
計	2,830,579	178,362	3,008,941

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑 入	966,097	91	966,188
計	966,933	91	967,024

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 保健衛生費負担金	226,076	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 226,076

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 保健衛生費補助金	178,362	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 178,362

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 雑入	91	委託料 91 新型コロナウイルスワクチン接種事業 91

3. 歳 出

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 予 防 費	370,882	404,529	775,411	404,438		91	
計	4,277,090	404,529	4,681,619	404,438		91	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	24,081	人件費	53,145	
3. 職員手当等	28,344	委員報酬	506	
4. 共済費	720	健康被害調査委員	506	
10. 需用費	7,840	会計年度任用職員報酬	23,575	
11. 役務費	27,131	パートタイム職員	3,248	
12. 委託料	296,442	事務員 (健康増進課)	2,777	
13. 使用料及び賃借料	17,471	看護師 (健康増進課)	17,550	
17. 備品購入費	2,500	通勤手当	308	
		時間外勤務手当	27,000	
		期末手当	1,036	
		健保、厚生年金保険料	720	
		予防接種事業費 【健康増進課】	351,384	
		消耗品費	6,720	
		修繕料	1,000	
		医薬材料費	120	
		通信運搬費	22,530	
		手数料	1,961	
		保険料	2,640	
		業務委託料	296,442	
		予防接種業務		
		コールセンター運營業務		
		集団接種会場警備誘導業務		
		ワクチン接種者送迎業務		
		ワクチン配送業務		
		ワクチン接種事務業務		
		新型コロナウイルスワクチン接種包括的業務		
		ワクチン接種記録システム代行入力業務		
		要約筆記者派遣業務		
		接種券印刷等業務		
		除雪業務		
		会場借上料	2,346	
		用品借上料	15,125	
		事業用備品	2,000	
		医療用備品	500	

報告第21号

株式会社北前館第30期の決算及び第31期の事業計画に関する書類に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

決算等の状況の報告

株式会社 北 前 館

株式会社北前館第30期事業報告

1 事業の概要と成果

2020年4月7日に第1回目の緊急事態宣言が発出されて以降、全国で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、社会、経済活動が大きく制限される状況となりました。

その後も2回目、3回目、4回目と度々発出され、移動の自粛に伴い入館者は伸び悩みました。加えて本施設利用のトップシーズンである8月上旬から中旬に台風、長雨が続き、売上が大きく落ち込む結果となりました。

また、8月9日には救助訓練中にカヌーに損傷を与え、関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたので、以後今シーズンはカヌー事業を自粛いたしました。

今期は会社設立30年にあたるため、株主様へは施設で利用できる特別割引券を送付いたしました。利用者様には入浴料金を半額にする取り組みを予定しておりましたが、度々の緊急事態宣言発出により延期し、来期に実施することといたしました。

温泉部門では、昨年12月から始めました「ポイントカード」が大変好評で延べ4,090回のご利用がありました。コロナ対策として営業時間を午前11時から午後8時までに短縮し、サウナは密を避けるため使用を中止させていただきました。また、夏季の繁忙期には安全対策として入浴者数を制限させていただきましたので、売上額は13,336千円、前期対比90.9%となりました。

特産品部門も入館者の減少による影響を受け売上額7,266千円、前期対比93.2%となりました。

ジオカヌー部門では悪天候と事業自粛により、売上額1,985千円、前期対比49.8%となりました。

駐車場部門は7月が好天であったこともあり売上額6,757千円、前期対比100.6%となりました。

今期の総売上額は40,370千円となりましたので、前期対比は91.1%で経常損失は2,433千円となり、税引き後当期純損失は2,642千円となりました。

今後とも更なる経営改善及び利便性向上に努めて参りますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、第30期の営業報告とさせていただきます。

2 売上状況

(単位：千円)

部 門	温 泉	特産品店	業務受託	駐車場	ジ`ホメー	その他	合 計
売上高	13,336	7,266	9,183	6,757	1,985	1,843	40,370

3 営業成績及び財産状況の推移

(単位：千円、一株当たり当期利益のみ円)

区 分	第 26 期	第 27 期	第 28 期	第 29 期	第 30 期
	平成 29 年 9 月	平成 30 年 9 月	令和元年 9 月	令和 2 年 9 月	令和 3 年 9 月
売 上 高	90,634	65,996	53,215	44,320	40,370
経 常 利 益	△2,616	158	4,792	301	△2,433
当 期 利 益	△2,815	△3,293	4,586	3,390	△2,642
一株当たり当期利益	△5,630	△6,587	9,172	6,780	△5,285
総 資 産	23,220	32,539	31,468	72,836	62,773
純 資 産	△22,824	△26,118	△21,532	△18,142	△20,784

4 会社概要

- (1) 商 号 株式会社北前館
- (2) 本 店 兵庫県豊岡市竹野町竹野 50 番地の 12
- (3) 成立年月日 平成 3 年 10 月 7 日
- (4) 事 業
- ア 温泉浴場施設の管理運営に関する事業
 - イ 特産品の開発及び加工並びに販売に関する事業
 - ウ 公共施設の維持管理に関する事業
 - エ 駐車場の管理運営に関する事業
 - オ 飲食物、日用品等の販売に関する事業
 - カ 温泉の配湯に関する事業
 - キ 公共的団体の事務局に関する事業
 - ク 山陰海岸ジオパークのガイドに関する事業
 - ケ 前各号に付帯又は関連する一切の事業
- (5) 発行株式
- ア 発行済株式の総数 500 株
 - イ 発行価格 1 株当たり 50,000 円
 - ウ 当期末株主数 129 人
- (6) 資本金の額 2,500 万円

5 社 員

(単位：人)

区 分	社 員	パート・アルバイト	合 計
前期末 令和2年9月30日	3	3	6
当期末 令和3年9月30日	3	3	6
増 減	0	0	0

6 取締役及び監査役

役 職 名	氏 名	備 考
代表取締役	太田垣 健 作	
取 締 役	宮 嶋 俊 夫	
取 締 役	岩 井 美 晴	
取 締 役	濱 松 淳	
取 締 役	藤 原 誠	
監 査 役	田 中 律 也	
監 査 役	瀧 下 貴 也	

決 算 報 告 書

第 30 期

自 令和 2年10月1日

至 令和 3年9月30日

株式会社 北前館
兵庫県豊岡市竹野町竹野 50 番地の 12

貸借対照表

株式会社 北前館

令和3年9月30日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
			円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(59,597,272)	流動負債	(7,678,539)
現金・預金	57,451,892	買掛金	181,688
売掛金	360,732	1年以内返済長期借入金	672,000
棚卸資産	1,064,252	未払金	3,517,781
前払費用	58,567	リース未払金	2,048,240
未収入金	640,000	未払法人税等	211,000
仮払金	22,129	未払消費税等	715,400
貸倒引当金	△300	預り金	52,334
		仮受金	280,096
固定資産	(3,176,398)	固定負債	(75,880,000)
有形固定資産	(3,163,398)	長期借入金	75,880,000
建物	949,844	負債の部計	83,558,539
構築物	27,523		
工具・器具・備品	45,462	(純資産の部)	
車両運搬具	1	株主資本	(△20,784,869)
一括償却資産	92,328	資本金	25,000,000
リース資産	2,048,240		
無形固定資産	(0)	利益剰余金	(△45,784,869)
		利益準備金	800,000
投資その他資産	(13,000)	その他利益剰余金	(△46,584,869)
出資金	13,000	繰越利益剰余金	△46,584,869
		(うち当期純利益)	(△2,642,802)
		純資産の部計	△20,784,869
資産の部計	62,773,670	負債・純資産の部計	62,773,670

損 益 計 算 書

株式会社 北前館

自 令和 2年10月1日
至 令和 3年9月30日

科 目	金 額	
【売 上 高】		円 40,370,608
温泉浴場売上高	13,335,590	
特産品店売上高	7,265,805	
受託料	9,183,360	
駐車場整理料	6,757,000	
ジオカヌー利用料	1,984,930	
その他	1,843,923	
【売上原価】		4,949,701
期首棚卸高	484,672	
仕入高	4,923,408	
合計	5,408,080	
期末棚卸高	458,379	
売上総利益		35,420,907
【販売費及び一般管理費】		37,549,799
営業利益		△ 2,128,892
【営業外収益】		1,102,743
受取利息	513	
受取配当金	400	
雑収入	1,101,830	
【営業外費用】		1,407,353
支払利息	1,407,353	
経常利益		△ 2,433,502
【特別利益】		1,700
貸倒引当金戻入	1,700	
【特別損失】		0
税引前当期純利益		△ 2,431,802
法人税等充当額		211,000
当期純利益		△ 2,642,802

販売費及び一般管理費内訳書

株式会社 北前館

自 令和 2年10月1日
至 令和 3年9月30日

科 目	金 額	
		円
給 与 ・ 手 当	13,666,236	
広 告 宣 伝 費	165,542	
発 送 配 達 費	13,013	
役 員 報 酬	815,000	
法 定 福 利 費	1,271,466	
福 利 厚 生 費	113,036	
減 価 償 却 費	1,313,864	
賃 借 料	297,148	
修 繕 費	380,621	
事 務 用 消 耗 品 費	152,589	
通 信 交 通 費	1,145,149	
水 道 光 熱 費	9,813,799	
租 税 公 課	1,632,650	
会 費 負 担 金	340,933	
接 待 交 際 費	67,241	
保 険 料	574,002	
備 品 ・ 消 耗 品 費	1,101,600	
支 払 手 数 料	2,918,015	
車 両 関 係 費	90,000	
リ ー ス 料	331,784	
雑 費	1,346,111	
合 計		37,549,799

棚卸資産の計算内訳

株式会社 北前館

令和 3年9月30日現在

科 目	金 額	
		円
商 品	458,379	
貯 蔵 品	605,873	
合 計		1,064,252

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 平成 2 年 10 月 1 日
至 令和 3 年 9 月 30 日
(単位：円)

株式会社 北前館

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	他資本剰余金	利益準備金	他利益剰余金				
当期首残高	25,000,000			800,000	△43,942,067		△18,142,067		
当期変動額									
剰余金の内訳科目間の振替									
剰余金の配当									
当期純利益					△2,642,802		△2,642,802	△2,642,802	
当期変動額合計					△2,642,802		△2,642,802	△2,642,802	
当期末残高	25,000,000			800,000	△46,584,869		△20,784,869	△20,784,869	

	利益剰余金の内訳					利益剰余金 合計
	利益準備金	退職給付 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	800,000			△43,942,067	△43,142,067	
当期変動額						
剰余金の内訳科目間の振替						
剰余金の配当						
当期純利益				△2,642,802	△2,642,802	△2,642,802
当期変動額合計				△2,642,802	△2,642,802	△2,642,802
当期末残高	800,000			△46,584,869	△45,784,869	△45,784,869

個別注記表

株式会社 北前館

自 平成 2年10月1日
至 令和 3年9月30日

- 1 この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による原価法を採用しています。
 - (2) 固定資産の減価償却方法
 - ア リース資産
定額法を採用しています。
 - イ 有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用しています。
なお、一括償却資産については、3年均等償却を採用しています。
 - ウ 無形固定資産
定額法又は旧定額法を採用しています。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ア 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込み額を計上しています。
 - (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式を採用しています。
- 3 貸借対照表等に関する注記
 - (1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,454,421 円
- 4 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 発行済株式総数 500 株
- 5 一株当たり情報に関する注記
 - (1) 一株当たり純資産額は、△41,569.73 円です。
 - (2) 一株当たり当期純利益は、△5,285.60 円です。

監査報告書

1 監査対象期間（第30期）

自 令和2年10月1日
至 令和3年9月30日

2 監査概要

私たち監査役は、株式会社北前館の第30期の営業年度における経営状況について、令和3年10月18日代表取締役太田垣健作より提出された貸借対照表、損益計算書及び収支証拠書類並びにこれらに付帯する関係補助簿について照合精査いたしました。なお、この度の監査において監査場所は株式会社北前館、監査立会人は、代表取締役太田垣健作及び取締役副社長宮嶋俊夫でした。

3 監査結果

- (1) 会計全般にわたり、関係帳簿と照合精査した結果、会計帳簿の記載金額と一致し財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、株式会社北前館の損益の状況を正しく表示していると認めます。
- (2) 取締役の職務遂行に関する不正行為又は、定款に違反する事実はないと認めます。

4 監査意見書

私たち監査役は、毎月の役員会に出席して取締役の経営検討執行状況及び、日々の従業員の勤務状況も確認してきました。

今期、北前館が竹野地域の交流人の核施設となることを営業計画に掲げ、前期より続く新型コロナウイルスへの感染症対策として、営業時間の短縮、サウナ休止、入浴者の人数制限などを実施され、来館者のみならず従業員においても安心・安全な施設を意識した経営が行われてきました。

しかしながら、トップシーズンである8月に悪天候の影響から、総売上額は前年よりも約1割の減額となり、経常利益も4期ぶりの赤字となるなど、残念な結果となりました。

コロナ禍は第31期へも影響することが推測され、厳しい状況は続くものと考えられますが、北前館が竹野地域の交流人の核施設となるべく、取締役及び従業員全員が一丸となり、株主や地元の協力、声援を受けられるよう、さらに努力をされることを切に望みます。

令和3年10月18日

監査役 田中律也

監査役 瀧下貴也

株式会社 北前館

代表取締役 太田垣 健作 殿

株式会社北前館第 31 期事業計画及び収支計画

1 事業計画

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、引き続き感染防止対策を徹底しながら、着実な収益向上を目指し、役員職員一丸となって各部門の事業を展開してまいります。

温泉部門は、引き続き水道光熱費等の経費節減を図りつつ、気持ちよく入浴して頂けるよう設備の適切な維持管理に努めます。更に、昨年から始めました「ポイントカード」や「風呂の日」は継続して実施してまいります。加えて30周年記念事業として入浴料金を半額にする取り組みを期間を定めて実施し新たな利用者の増加を図ります。

特産品部門は、取扱商品の見直しを図るとともに、お客様が買い物をしやすいよう環境を整えて、市内で製造される商品や地元産の野菜を全面に出しながら売上額の増加に努めます。

また、誘客促進対策として、水産物、農作物を中心とした「北前マーケット」を9月から新たに開始しており、今後は出店数及び取扱商品並びに開催回数の増加を図り、楽しみながら買いものできる場所づくりに取り組んでまいります。

ジオカヌーは、安全基準を遵守し、インストラクターの危険を回避する能力の向上を図り、安全に運営できるように努めるとともに、総合予約サイトの活用拡大や城崎温泉・神鍋高原との連携を進めてまいります。

また、訪日外国人等の新たなお客様の利便性の向上を図るとともに、「かぜまちミュージアム」を有効活用して北前船文化の伝承やジオパークの普及を図り竹野地域の魅力発信の中核施設としての機能を発揮してまいります。

今後とも北前館が竹野地域の交流人の核施設となるよう運営してまいりますので株主の皆様を初め、市民の皆様にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

予 定 損 益 計 算 書

株式会社 北前館

自 令和 3年10月1日
至 令和 4年9月30日

科 目	金 額	
(営業損益の部)		千円
【売 上 高】		54,000
温泉浴場売上高	20,000	
特産品店売上高	10,000	
受 託 料	9,200	
駐 車 場 整 理 料	8,500	
ジオカヌー利用料	3,600	
そ の 他	2,700	
【売 上 原 価】		6,500
期首棚卸高	458	
仕 入 高	6,542	
合 計	7,000	
期末棚卸高	500	
売 上 総 利 益		47,500
【販売費及び一般管理費】		41,900
営 業 利 益		5,600
(営業外損益の部)		
【営 業 外 収 益】		3
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	1	
雑 収 入	1	
【営 業 外 費 用】		1,103
支 払 利 息	1,103	
経 常 利 益		4,500

販売費及び一般管理費内訳書

株式会社 北前館

自 令和 3年10月1日

至 令和 4年9月30日

科 目	金 額	
		千円
給 与 ・ 手 当	15,103	
広 告 宣 伝 費	220	
発 送 配 達 費	80	
役 員 報 酬	840	
法 定 福 利 費	1,300	
福 利 厚 生 費	240	
減 価 償 却 費	951	
賃 借 料	300	
修 繕 費	600	
事 務 用 消 耗 品 費	200	
通 信 交 通 費	1,130	
水 道 光 熱 費	11,600	
租 税 公 課	2,000	
会 費 負 担 金	600	
接 待 交 際 費	100	
保 険 料	650	
備 品 ・ 消 耗 品 費	1,510	
支 払 手 数 料	2,915	
車 両 関 係 費	100	
リ ー ス 料	597	
雑 費	864	
合 計		41,900

第122号議案

土地の貸付について

大規模太陽光発電所事業のため、次の土地を貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

- 1 貸し付ける相手方
大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号
株式会社 カネカ 代表取締役社長 田中 稔
- 2 貸し付ける土地の所在、面積
豊岡市日高町堀字中野々852番1の内 11,249㎡
- 3 貸付料の額
年額1,124,900円
上記の貸付面積に1平方メートル当たり100円を乗じた金額
- 4 貸付期間
令和4年4月1日から令和14年3月31日まで
- 5 貸付期間の更新
貸付期間満了後は、相手方との協議により貸付期間を更新することができるものとする。

(備考)

令和4年3月31日までとなっている貸付契約を更新するものである。

通常の貸付料の額は、当該土地の相続税評価額に100分の6を乗じて得た金額であり、年額1平方メートル当たり294円である。

貸付位置図



所在地	豊岡市日高町堀字中野々852-1の内
貸付面積	11,249 m ²

第 123 号議案

工事請負変更契約の締結について

令和 3 年 10 月 4 日議決のあった第 88 号議案にかかる工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年豊岡市条例第 55 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 3 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 市道上野線（上野橋）橋梁下部工工事（その 3） |
| 2 契約の方法 | 変更分随意契約 |
| 3 契約の金額 | 194,063,100 円
（前契約金額 150,590,000 円） |
| 4 契約の相手方 | 豊岡市出石町日野辺 636 番地の 43
株式会社 マツバラ
代表取締役 松原 道 |

（備考）工期限 令和 4 年 3 月 31 日

参考資料

市道上野線（上野橋）橋梁下部工工事（その3）の概要
（概要変更なし）

橋台工	1 基
法覆護岸工	A=266 m ²
仮設工	1 式

第124号議案

市道路線の廃止について

下記の市道路線を道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

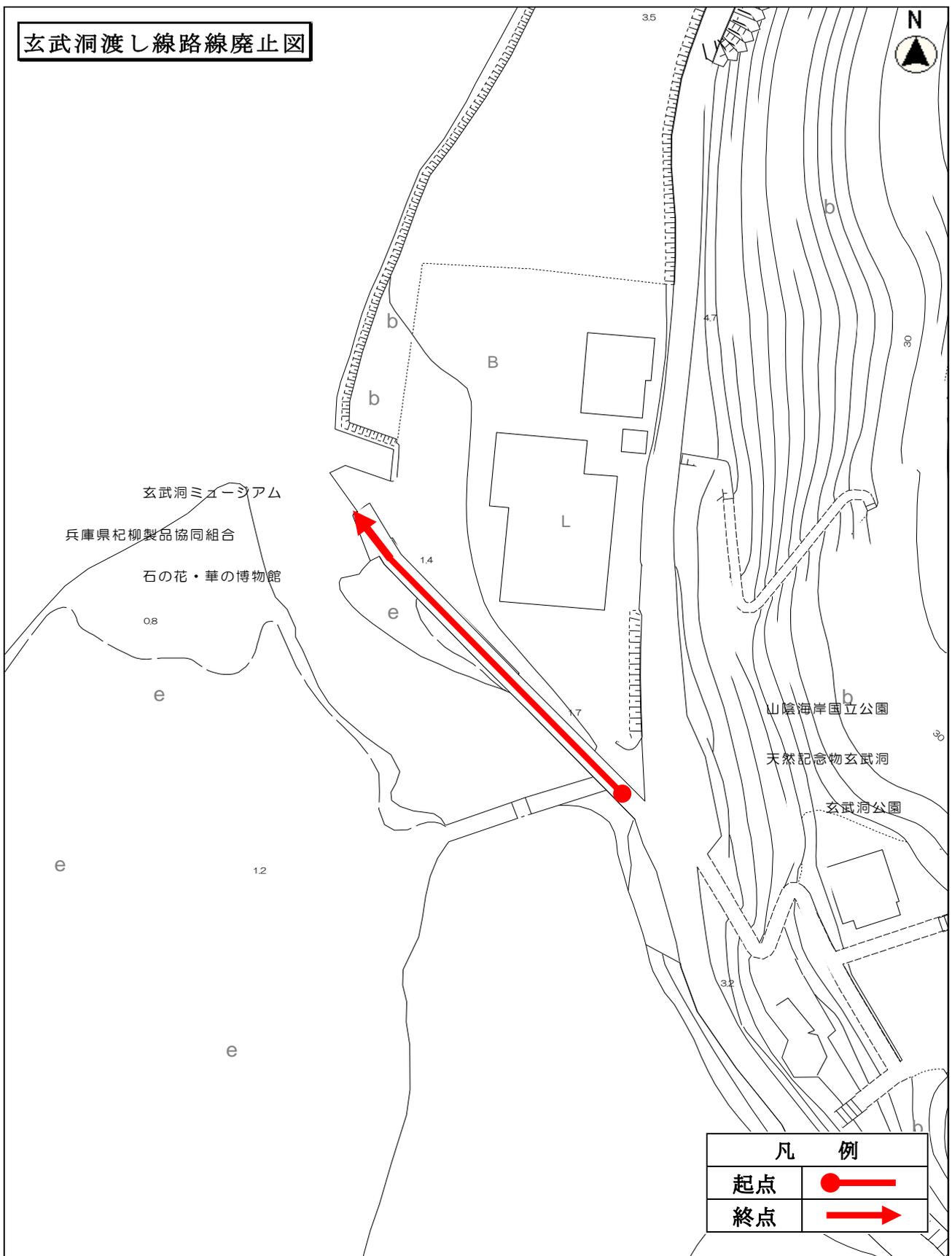
整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	主な 経過地
1	玄武洞渡し線	豊岡市赤石字竹栗 1368 番 2 地先 豊岡市赤石字竹栗 1371 番 地先	

(参考)

(単位：m)

整理 番号	路線名	延長	幅員 (最小)	幅員 (最大)	主な 経過地
1	玄武洞渡し線	84.2	3.9	4.0	

玄武洞渡し線路線廃止図



凡 例	
起点	●
終点	→

第125号議案

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、下記のとおり市道路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

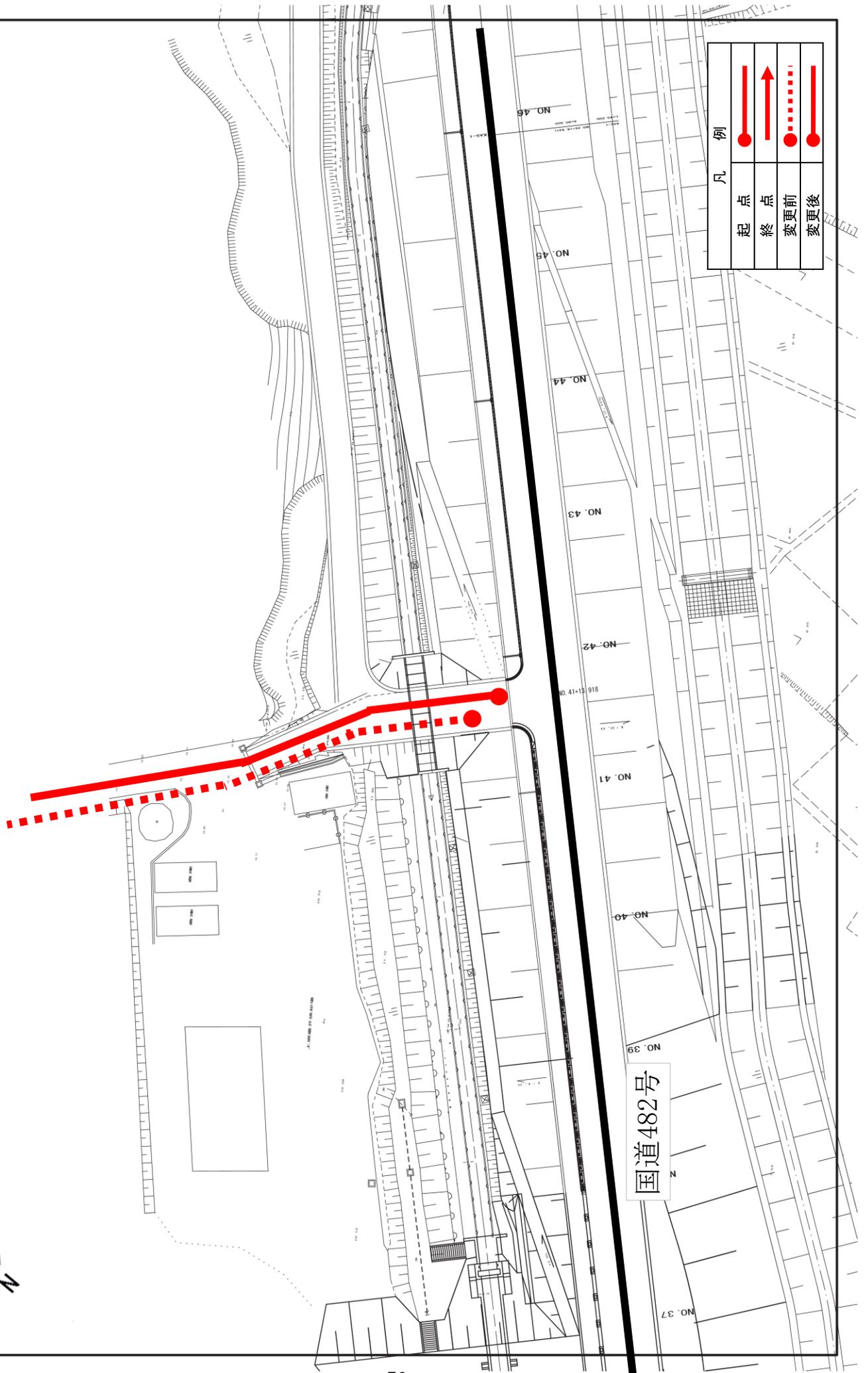
整理 番号	路 線 名		起 点 終 点	主な 経過地
1	上郷塵芥焼却場跡線	旧	豊岡市上郷字宮谷1574番 地先 豊岡市上郷字宮谷1559番 地先	
		新	豊岡市上郷字下川原1581番3 地先 豊岡市上郷字宮谷1559番 地先	

(参考)

(単位：m)

整理 番号	路線名	新旧 の別	延長	幅員 (最小)	幅員 (最大)	主な 経過地	備考
1	上郷塵芥焼却場跡線	旧	418.8	3.0	7.2		
		新	422.2	3.0	8.0		

上郷塵芥焼却場跡線変更図



第126号議案

豊岡市立豊岡総合スポーツセンターの指定管理者の指定について

豊岡市立豊岡総合スポーツセンターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立豊岡総合スポーツセンター |
| 2 団体等の名称 | 豊岡体育協会 |
| 3 指定の期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立豊岡総合スポーツセンター

(2) 所在地

豊岡市戸牧359番地

(3) 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

(4) 施設概要

- ア 陸上競技場 敷地面積 35,472㎡
第4種公認競技場（令和2年更新）
1周 400m、8コース
屋外トイレ 1箇所
管理棟（鉄骨コンクリート2階建） 延床面積 164.9㎡
- イ こうのとりスタジアム（野球場） 敷地面積 24,161㎡
両翼 90m 中堅 120m
メインスタンド 900人、1, 3塁スタンド 800人
外野スタンド 1,300人
夜間照明施設 一式（6基）
スコアボード（電光掲示）
屋外トイレ 2箇所
- ウ テニスコート 敷地面積 6,405㎡
4面（砂入人工芝）
夜間照明施設 一式（17基）
屋外トイレ 1箇所
- エ 駐車場 5箇所 約240台

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項各号に規定する事業に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務
- (3) 利用料金の徴収等に関する業務
- (4) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言
- (5) 大会及び合宿等の誘致に関する業務
- (6) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

豊岡体育協会

(2) 所在地

豊岡市大磯町 1 番75号

(3) 代表者の氏名

■■■■■

(4) 設立年月日

昭和42年 1 月24日

(5) 当該管理業務の担当

■■■■■ (指定管理室長)

(6) 職員・従業員数

室長 1 人、理事長 1 人、事務長 1 人ほか

(7) 主な事業又は活動

- ・加盟団体の事業支援並びに連絡調整を図ること
- ・スポーツ大会等体育振興に関すること
- ・体育、スポーツ指導者の養成と競技力向上を図ること
- ・スポーツ振興に関し、関係諸機関との連絡を図ること

第127号議案

豊岡市竹野B&G海洋センター及び豊岡市立竹野中央公園の指定管理者の指定について

豊岡市竹野B&G海洋センター及び豊岡市立竹野中央公園の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市竹野B&G海洋センター及び豊岡市立竹野中央公園 |
| 2 団体等の名称 | 全但バス 株式会社 |
| 3 指定の期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 豊岡市竹野B&G海洋センター

ア 名称

豊岡市竹野B&G海洋センター

イ 所在地

豊岡市竹野町竹野3102番地の2

ウ 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

エ 施設概要

竣工 昭和60年

(ア) 体育館

30.9m×23.5m

バレーボール2面、バスケットボール1面

バドミントン3面、ミニバスケット2面

(イ) 武道場

29.3m×15.6m

剣道場1面、柔道場40畳

(ウ) プール

大プール25m×13m 6コース (水深1.1～1.2m)

小プール6m×10m (水深0.5～0.6m)

(2) 豊岡市立竹野中央公園

ア 名称

豊岡市立竹野中央公園

イ 所在地

豊岡市竹野町須谷1395番地

ウ 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

エ 施設概要

竣工 平成2年

(ア) 多目的グラウンド

面積100m×150m=15,000㎡

野球1面、ソフトボール2面

(イ) テニスコート

3面 (ラバーチップ)

- (ウ) 駐車場
普通車100台

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項各号に規定する事業に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務
- (3) 利用料金の徴収等に関する業務
- (4) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言
- (5) 大会及び合宿等の誘致に関する業務
- (6) その他市が定める業務

3 団体等の概要

- (1) 名称
全但バス 株式会社
- (2) 所在地
養父市八鹿町八鹿113-1
- (3) 代表者の氏名
代表取締役 桐山 徹郎
- (4) 設立年月日
大正6年10月19日
- (5) 職員・従業員数
345人
- (6) 主な事業又は活動
 - ・旅客自動車運送事業
 - ・旅行業
 - ・不動産事業
 - ・車両管理事業
 - ・保険代理店業
 - ・指定管理業務
 - ・グループ会社にてタクシー事業、人材派遣業

第128号議案

豊岡市立日高文化体育館の指定管理者の指定について

豊岡市立日高文化体育館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立日高文化体育館 |
| 2 団体等の名称 | 特定非営利活動法人 コミュニティ日高 |
| 3 指定の期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立日高文化体育館

(2) 所在地

豊岡市日高町祢布954番地の6

(3) 設置目的

市民の文化の高揚及び体育の振興を図り、その福祉を増進する。

(4) 施設概要

竣 工	昭和62年9月（昭和62年9月18日供用開始）
構 造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 2階建
敷地面積	3,567.6㎡
延床面積	2,742.2㎡（うちプロワー室11㎡）
施設内容	大ホール、ステージ、小ホール、ミーティングルーム、 会議室、更衣室、ミキサー室、事務室、ロビー等

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立日高文化体育館の設置及び管理に関する条例第3条第1項各号に規定する事業に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務
- (3) 利用料金の徴収等に関する業務
- (4) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言
- (5) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人 コミュニティ日高

(2) 所在地

豊岡市日高町府市場346番地

(3) 代表者の氏名

綿貫 祥一

(4) 設立年月日

平成20年10月28日

(5) 職員・従業員数

13人

(6) 主な事業又は活動

- ・ 公共施設等管理運営事業

- ・日高地域を主なエリアとする市民活動団体の事務局業務
- ・日高地域の文化振興事業
- ・日高地域のスポーツ振興事業
- ・地域内外の住民交流事業等

第129号議案

豊岡市立但東中央体育館の指定管理者の指定について

豊岡市立但東中央体育館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立但東中央体育館 |
| 2 団体等の名称 | 株式会社 シルク温泉やまびこ |
| 3 指定の期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立但東中央体育館

(2) 所在地

豊岡市但東町出合47番地の1

(3) 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

(4) 施設概要

竣工	昭和58年1月
敷地面積	1,978.25㎡
延床面積	1,431.83㎡
競技場面積	795㎡
施設内容	体育館、駐車場

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項各号に規定する事業に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務
- (3) 利用料金の徴収等に関する業務
- (4) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言
- (5) 大会及び合宿等の誘致に関する業務
- (6) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

株式会社 シルク温泉やまびこ

(2) 所在地

豊岡市但東町正法寺165番地

(3) 代表者の氏名

代表取締役 岸本 直幸

(4) 設立年月日

平成17年1月24日

(5) 職員・従業員数

27人

(6) 主な事業又は活動

- ・ 宿泊、休憩施設の経営に関する事業
- ・ 温泉浴場施設の運営に関する事業
- ・ 公園、スポーツ施設の管理運営に関する事業
- ・ 農産物、林産物、水産物、畜産物及び民芸品等の開発、販売に関する事業
- ・ 食堂、喫茶及び売店等の経営に関する事業
- ・ 飲食物、日用品等の販売に関する事業
- ・ 観光案内に関する事業
- ・ 公共施設の維持管理に関する事業
- ・ 自転車のレンタルに関する事業
- ・ 上記に附帯又は関連する一切の事業

第130号議案

豊岡市立但東スポーツ公園の指定管理者の指定について

豊岡市立但東スポーツ公園の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立但東スポーツ公園
- 2 団体等の名称 株式会社 シルク温泉やまびこ
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立但東スポーツ公園

(2) 所在地

豊岡市但東町小谷1番地

(3) 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

(4) 施設概要

竣工	平成4年9月
敷地面積	34,368㎡（事業用地）
施設内容	多目的グラウンド（ナイター照明有） 12,000㎡
	テニスコート（ナイター照明有） 4面
	管理棟（木造瓦葺平屋） 167㎡
	本部席兼倉庫 22㎡
	便所 14㎡
	いこいの広場（遊具を含む） 2,000㎡

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項各号に規定する事業に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務
- (3) 利用料金の徴収等に関する業務
- (4) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言
- (5) 大会及び合宿等の誘致に関する業務
- (6) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

株式会社 シルク温泉やまびこ

(2) 所在地

豊岡市但東町正法寺165番地

(3) 代表者の氏名

代表取締役 岸本 直幸

(4) 設立年月日

平成17年1月24日

(5) 職員・従業員数

27人

(6) 主な事業又は活動

- ・ 宿泊、休憩施設の経営に関する事業
- ・ 温泉浴場施設の運営に関する事業
- ・ 公園、スポーツ施設の管理運営に関する事業
- ・ 農産物、林産物、水産物、畜産物及び民芸品等の開発、販売に関する事業
- ・ 食堂、喫茶及び売店等の経営に関する事業
- ・ 飲食物、日用品等の販売に関する事業
- ・ 観光案内に関する事業
- ・ 公共施設の維持管理に関する事業
- ・ 自転車のレンタルに関する事業
- ・ 上記に附帯又は関連する一切の事業

第131号議案

豊岡市立市民体育館及び豊岡市立総合体育館の指定管理者の指定期間 変更について

平成28年12月27日に議決のあった第117号議案にかかる豊岡市立市民体育館及び豊岡市立総合体育館の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立市民体育館及び豊岡市立総合体育館 |
| 2 指定管理者 | 豊岡体育協会 |
| 3 指定の期間 | 変更前 平成29年4月1日から令和4年3月31日
変更後 平成29年4月1日から令和6年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 豊岡市立市民体育館

ア 名称

豊岡市立市民体育館

イ 所在地

豊岡市立野町1番3号

ウ 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

エ 施設概要

竣工 昭和35年7月

構造 鉄筋コンクリート造及び鉄筋構造

延床面積 1,474.7m²

アリーナ面積 766.8m² バスケットボール1面、バレーボール2面、
バドミントン4面、卓球12面

観客席 300席

更衣室 2

駐車場 周辺施設と共用

(2) 豊岡市立総合体育館

ア 名称

豊岡市立総合体育館

イ 所在地

豊岡市大磯町1番75号

ウ 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

エ 施設概要

竣工 昭和63年5月

構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨）

延床面積 3,864.6m² 1階 3,030.2m² 2階 834.4m²

アリーナ面積 1,855.8m² バスケットボール2面、バレーボール4面、
バドミントン12面、卓球24面

観客席 736席

更衣室 2（シャワー付）

会議室 1

ミーティング室 1

屋外トイレ	1
東 屋	1
駐 車 場	周辺施設と共用

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項各号に規定する事業に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務
- (3) 利用料金の徴収等に関する業務
- (4) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言
- (5) 大会及び合宿等の誘致に関する業務
- (6) その他市が定める業務

3 団体等の概要

- (1) 名称
豊岡体育協会
- (2) 所在地
豊岡市大磯町1番75号
- (3) 代表者の氏名
■■■■■
- (4) 設立年月日
昭和42年1月24日
- (5) 当該管理業務の担当
■■■■■ (指定管理室長)
- (6) 職員・従業員数
室長1人、理事長1人、事務長1人ほか
- (7) 主な事業又は活動
 - ・加盟団体の事業支援並びに連絡調整を図ること
 - ・スポーツ大会等体育振興に関すること
 - ・体育、スポーツ指導者の養成と競技力向上を図ること
 - ・スポーツ振興に関し、関係諸機関との連絡を図ること

第132号議案

豊岡市立神鍋野外スポーツ公園の指定管理者の指定期間変更について

平成28年12月27日に議決のあった第120号議案にかかる豊岡市立神鍋野外スポーツ公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立神鍋野外スポーツ公園 |
| 2 指定管理者 | 公益財団法人兵庫県勤労福祉協会・全但バス株式会社グループ |
| 3 指定の期間 | 変更前 平成29年4月1日から令和4年3月31日
変更後 平成29年4月1日から令和5年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立神鍋野外スポーツ公園

(2) 所在地

豊岡市日高町名色88番地の50

(3) 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

(4) 施設概要

竣 工 平成10年10月

ア センター棟

建築面積 1,380.58㎡

延床面積 1,139.72㎡

構 造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、平屋建

施設内容 事務室 97㎡（監視室、応接室を含む）

休憩室 4.4㎡

救護室 10.5㎡

機械室 73㎡

会議室 1室 70㎡

ロッカー室 3室 166個

シャワー室 3室 19基

ジャグジー 2室

トイレ

レストラン 50席

エントランス 207㎡

イ 屋外施設群

芝生グラウンド（天然芝仕上げ、照明設備） 14,130㎡

環境発見遊具 全長56.7m、トイレ

憩いのスペース 花の広場、林の広場、緑の広場、ファミリー広場

せせらぎの径

ジョギングコース 約1,400m

駐車場 乗用車120台 バス6台

2 管理業務の内容

(1) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務

(2) 利用料金の徴収等に関する業務

- (3) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言
- (4) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会・全但バス株式会社グループ

(2) 所在地

神戸市中央区下山手通6丁目3番28号

(3) 代表者の氏名

(代表者) 公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会
理事長 成岡 英彦

(構成団体) 全但バス 株式会社
代表取締役 桐山 徹郎

神姫バス 株式会社
代表取締役社長 長尾 真

日本管財 株式会社
代表取締役社長 福田 慎太郎

(4) 主な事業又は活動

- ・兵庫県立但馬ドーム他3指定管理施設の管理運営
- ・勤労者への給付事業、福利厚生事業、貸付斡旋事業 など

第133号議案

豊岡市立城崎健康福祉センター、豊岡市立日高健康福祉センター及び豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者の指定期間変更について

平成30年12月26日に議決のあった第107号議案にかかる豊岡市立城崎健康福祉センター、豊岡市立日高健康福祉センター及び豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立城崎健康福祉センター、豊岡市立日高健康福祉センター及び豊岡市立但東健康福祉センター |
| 2 指定管理者 | 社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間 | 変更前 平成31年4月1日から令和4年3月31日
変更後 平成31年4月1日から令和5年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 豊岡市立城崎健康福祉センター

ア 名称

豊岡市立城崎健康福祉センター

イ 所在地

豊岡市城崎町湯島625番地の9

ウ 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。

エ 施設概要

竣工 平成6年10月

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造3階建、地下1階

延床面積 2,335.69 m²

施設内容 事務室、多機能ホール、第1研修室、栄養指導室等

使用団体 社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会、特定非営利活動法人サポート歓

(2) 豊岡市立日高健康福祉センター

ア 名称

豊岡市立日高健康福祉センター

イ 所在地

豊岡市日高町祢布891番地の2

ウ 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。

エ 施設概要

竣工 平成6年1月

構造 鉄筋コンクリート造2階建

延床面積 3,122.97 m²

施設内容 事務室、会議室、研修室、多目的集団指導室、視聴覚研修室等

使用団体 社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会、公益社団法人豊岡市シルバー人材センター、特定非営利活動法人そら、但馬地区人権教育研究協議会、特定非営利活動法人日高共同作業所

(3) 豊岡市立但東健康福祉センター

ア 名称

豊岡市立但東健康福祉センター

イ 所在地

豊岡市但東町出合433番地の1

ウ 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。

エ 施設概要

竣工 平成 15 年 1 月

構造 鉄筋コンクリート造 2 階建

延床面積 3,178.14 m²

施設内容 事務室、トレーニング室等

使用団体 社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会、公益社団法人豊岡市シルバー人材センター、特定非営利活動法人セルフサポートい
ずし

2 管理業務の内容

- (1) センターの使用及びその制限に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会

(2) 所在地

豊岡市城南町23番6号

(3) 代表者の氏名

理事長 中川 茂

(4) 設立年月日

平成18年4月3日

(5) 職員・従業員数

318人

(6) 主な事業又は活動

- ・社会福祉事業、地域福祉権利擁護事業、介護保険事業、在宅福祉事業、福祉相談事業、ボランティア活動の振興
- ・地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター及び総合相談生活支援センターの設置
- ・豊岡市立豊岡健康福祉センター、豊岡市立城崎健康福祉センター、豊岡市立竹野健康福祉センター、豊岡市立日高健康福祉センター、豊岡市立出石健康福祉センター及び豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者

第134号議案

豊岡市立出石健康福祉センターの指定管理者の指定期間変更について

平成28年12月27日に議決のあった第125号議案にかかる豊岡市立出石健康福祉センターの指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立出石健康福祉センター
- 2 指定管理者 社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 変更前 平成29年4月1日から令和4年3月31日
変更後 平成29年4月1日から令和5年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立出石健康福祉センター

(2) 所在地

豊岡市出石町福住1302番地

(3) 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。

(4) 施設概要

竣工 平成7年4月

構造 鉄筋コンクリート造平屋建

延床面積 2,096.44㎡

施設内容 多目的ホール、給食調理室、第2会議室、健康相談室、
娯楽室、茶室（和室）、ボランティア室等

使用団体 社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会、公益社団法人豊岡市シル
バー人材センター、特定非営利活動法人セルフサポートいずし、
公益社団法人兵庫県看護協会

2 管理業務の内容

(1) センターの使用及びその制限に関する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会

(2) 所在地

豊岡市城南町23番6号

(3) 代表者の氏名

理事長 中川 茂

(4) 設立年月日

平成18年4月3日

(5) 職員・従業員数

318人

(6) 主な事業又は活動

- ・社会福祉事業、地域福祉権利擁護事業、介護保険事業、在宅福祉事業、福祉相談事業、ボランティア活動の振興

- ・地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター及び総合相談生活支援センターの設置
- ・豊岡市立豊岡健康福祉センター、豊岡市立城崎健康福祉センター、豊岡市立竹野健康福祉センター、豊岡市立日高健康福祉センター、豊岡市立出石健康福祉センター及び豊岡市立但東健康福祉センターの指定管理者

第135号議案

豊岡市立日高東部健康福祉センターの指定管理者の指定について

豊岡市立日高東部健康福祉センターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらる。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立日高東部健康福祉センター |
| 2 団体等の名称 | 株式会社 エヌ・エス・アイ |
| 3 指定の期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立日高東部健康福祉センター

(2) 所在地

豊岡市日高町堀809番地

(3) 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与すること

(4) 施設概要 平成16年12月竣工

建物概要 鉄骨造平屋建（一部鉄筋コンクリート造） 1,831 m²

主な施設 温水プール、健康スタジオ、事務室、交流ラウンジ等

2 管理業務の内容（デイサービス部門除く）

(1) センターの使用及びその制限に関する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

株式会社 エヌ・エス・アイ

(2) 所在地

大阪市北区梅田一丁目11番4-2100号

(3) 代表者の氏名

代表取締役 近藤 雅彦

(4) 設立年月日

平成8年1月18日

(5) 職員・従業員数

社員 168名 インストラクター 約1,100名

(6) 主な事業又は活動

スポーツ施設の運営管理、スイミングスクールにおける水泳指導、フィットネスクラブにおける運動指導、スポーツ施設に関する企画立案と運営、各種イベントの企画立案と運営、運動用品の販売、宿泊施設の経営等

豊岡市立日高東部健康福祉センター等の指定管理、出石 B&G 海洋センタープールの業務受託等（公共：26施設、民間受託：13施設、直営：14施設）

第136号議案

豊岡市立竹野多目的屋内運動広場の指定管理者の指定について

豊岡市立竹野多目的屋内運動広場の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立竹野多目的屋内運動広場 |
| 2 団体等の名称 | 竹野町体育協会 |
| 3 指定の期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立竹野多目的屋内運動広場

(2) 所在地

豊岡市竹野町須谷 483 番地

(3) 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かなまちづくりの形成に寄与するとともに、スポーツ及びレクリエーションの普及を図る。

(4) 施設概要

ア 建物概要 平成7年4月竣工 鉄骨造平屋建（ドーム）

延床面積 1,019.20 m²

イ 主な施設 屋内グラウンド（土）、事務室、トイレ

2 管理業務の内容

(1) 介護予防、健康づくり、生きがいくくり及び健康増進施設の目的を達成するために必要な事業に関する業務

(2) 健康増進施設の使用及びその制限に関する業務

(3) 健康増進施設の維持管理に関する業務

(4) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

竹野町体育協会

(2) 所在地

豊岡市竹野町竹野 3102 番地の 2

(3) 代表者の氏名

■■■■■

(4) 設立年月日

昭和 50 年 2 月 20 日

(5) 職員数

会長 1 人、副会長 2 人、常任理事 4 人、理事 8 人、監事 2 人、事務局 1 人

(6) 主な事業又は活動

ア 加盟団体の事業支援並びに連絡調整を図ること

イ スポーツ大会等体育振興に関すること

ウ 体育、スポーツ指導者の養成と競技力向上を図ること

エ スポーツ振興に関し、関係諸機関との連携を図ること

第137号議案

豊岡市立まちなかステーションの指定管理者の指定について

豊岡市立まちなかステーションの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立まちなかステーション |
| 2 団体等の名称 | 一般財団法人 但馬地域地場産業振興センター |
| 3 指定の期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立まちなかステーション

(2) 所在地

豊岡市中央町7番23号

(3) 設置目的

市への来訪者に対し地域情報及び観光情報を提供するとともに、市民の交流の場として地域の賑わいを創出することを目的とする。

(4) 施設概要 平成26年3月竣工

敷地面積 1,256.53 m²

建物概要 木造平屋建て 延床面積 56.31 m²

主な施設 インフォメーションセンター兼地場産品ショップ、多目的スペース、駐車スペース、オーニングテント等

2 管理業務の内容

(1) 豊岡市立まちなかステーションの設置及び管理に関する条例第3条第1項各号に規定する事業に係る業務

(2) ステーションの使用及びその制限に関する業務

(3) ステーションの維持管理に関する業務

(4) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

一般財団法人 但馬地域地場産業振興センター

(2) 所在地

豊岡市大磯町1番79号

(3) 代表者の氏名

理事長 関貫 久仁郎

(4) 設立年月日

昭和62年12月11日

(5) 職員・従業員数

13人 ※業務執行理事を含む

(6) 主な事業又は活動

- ・地場産業製品等の普及事業
- ・地域住民、観光客等への地場産業製品、特産品等の展示即売による販売促進、PR事業
- ・但馬地域地場産業振興センターの管理運営事業、貸室事業等

第138号議案

豊岡市立玄武洞公園の指定管理者の指定について

豊岡市立玄武洞公園の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立玄武洞公園 |
| 2 団体等の名称 | 全但バス・神姫バス共同事業体 |
| 3 指定の期間 | 令和4年4月1日から令和7年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立玄武洞公園

(2) 所在地

豊岡市赤石 1347 番地

(3) 設置目的

玄武洞公園のうち玄武洞、青龍洞、白虎洞、北朱雀洞及び南朱雀洞を保存し、その景観を住民及び来訪者の観覧の用に供し、並びにその資源を活用した地域活性化を図る。

(4) 施設概要

事業区域面積 14,680 m²

主な構造物 券売所、休憩棟、公衆トイレ

2 管理業務の内容

(1) 設置管理条例第3条第1項各号に規定する事業に係る業務

(2) 施設の入園およびその制限に関する業務

(3) 施設の維持管理に関する業務

(4) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

全但バス・神姫バス共同事業体

(2) 所在地

養父市八鹿町八鹿 113 番地の1

(3) 代表者の氏名

代表取締役 桐山 徹郎

(4) 設立年月日

令和3年9月16日

(5) 職員・従業員数

全但バス 183 名、神姫バス 1,589 名 ※役員及び臨時職員を除く

(6) 主な事業又は活動

ア 主な事業（全但バス）

一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、国内・国外旅行業、各種運行管理受託業、施設受託運営等

イ 豊岡市関連事業（全但バス）

豊岡市市街地循環バス運行委託業務（コバス）

豊岡市立学校通学用バス運行管理業務
豊岡市立認定こども園通園バス運行管理業務
豊岡市営バス運行委託業務（イナカー）
県立出石特別支援学校スクールバス運行管理委託業務
県立豊岡特別支援学校スクールバス運行管理委託業務
豊岡市有償旅客運送（竹野海岸線）共同運行管理業務
ウ 指定管理受託事業
全但バス 11 施設（内豊岡市 6 施設）、神姫バス 29 施設

第139号議案

豊岡市立地域交流センター「コウノトリ本舗」の指定管理者の指定について

豊岡市立地域交流センター「コウノトリ本舗」の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立地域交流センター「コウノトリ本舗」 |
| 2 団体等の名称 | コウノトリ羽ばたく会 株式会社 |
| 3 指定の期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立地域交流センター「コウノトリ本舗」

(2) 所在地

豊岡市祥雲寺14番地の2

(3) 設置目的

地域づくりと経済効果の両立を図る。

(4) 施設概要

建物概要 木造平屋建て 303.7㎡

主な施設 物販コーナー、インフォメーションコーナー、研修コーナー、
管理事務室、倉庫、更衣室

2 管理業務の内容

(1) 地域交流センターの維持管理に関する業務

(2) 豊岡市の文化・風土に培われた物産を販売する業務

(3) 豊岡市の観光情報の提供業務

(4) 地域交流センターの利用及びその制限に関する業務

(5) 市民と来訪者との交流活動業務

3 団体等の概要

(1) 名称

コウノトリ羽ばたく会 株式会社

(2) 所在地

豊岡市祥雲寺14番地の2

(3) 代表者の氏名

代表取締役 坂本 裕

(4) 設立年月日

平成18年10月16日

(5) 職員又は会員数

5名（パート従業員5名）

(6) 主な事業又は活動

- ・地域づくりと経済効果を両立する事業の推進
- ・豊岡市立地域交流センター「コウノトリ本舗」の管理運営

第140号議案

豊岡市営豊岡駅前駐車場の指定管理者の指定について

豊岡市営豊岡駅前駐車場の指定管理者を次の団体に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市営豊岡駅前駐車場 |
| 2 団体等の名称 | アイティ豊岡都市開発 株式会社 |
| 3 指定の期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市営豊岡駅前駐車場

(2) 所在地

豊岡市大手町3番地の11

(3) 設置目的

市民及び観光客の利用に供する。

(4) 施設概要

形 式 平面駐車場

供用開始 平成4年11月1日

駐車区画 普通自動車110台 大型バス5台

2 管理業務の内容

(1) 駐車場の利用及びその制限に関する業務

(2) 駐車場の維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

アイティ豊岡都市開発 株式会社

(2) 所在地

豊岡市大手町4番5号

(3) 代表者の氏名

代表取締役社長 井上 隆俊

(4) 設立年月日

平成9年8月25日

(5) 職員数又は会員数

役員6名 社員4名

(6) 主な事業又は活動

ア 主要業務

(ア) アイティ立体駐車場の経営

(イ) 損害保険代理店業務など

イ 受託業務

(ア) アイティ管理組合法人の事務・管理業務

(イ) 豊岡市営豊岡駅前駐車場の指定管理業務

(ウ) 豊岡駅前広場、豊岡駅前トイレ及び市道大開一日市線地下通路の管理業務

第141号議案

豊岡市立木屋町小路の指定管理者の指定について

豊岡市立木屋町小路の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立木屋町小路
- 2 団体等の名称 株式会社 湯のまち城崎
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立木屋町小路

(2) 所在地

豊岡市城崎町湯島391番地

(3) 設置目的

市の観光と地場産業の一体的な振興及び都市と地方との交流促進を図り、地域の活性化を推進する。

(4) 施設概要 平成20年7月竣工

建物概要 木造2階建て（一部鉄筋コンクリート造）

延床面積 700.19㎡

主な施設 テナント区画（10区画）、火伏壁（延長約60m、高さ約6m）
オープンスペース、事務室、会議室、トイレ、倉庫等

2 管理業務の内容

(1) 市の地場産品等の流通拡充に関する業務

(2) 城崎温泉街に必要な業種等の拡充に関する業務

(3) 起業者の支援及び育成に関する業務

(4) 市の観光情報の提供に関する業務

(5) 市民と来訪者との交流促進に関する業務

(6) 木屋町小路の使用及び制限に関する業務

(7) 木屋町小路の維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

株式会社 湯のまち城崎

(2) 所在地

豊岡市城崎町湯島78番地

(3) 代表者の氏名

代表取締役社長 西村 肇

(4) 設立年月日

平成24年7月17日

(5) 職員数又は会員数

役員7名、専任職員2名

(6) 主な事業又は活動

・地区内公共公益施設の管理運営受託事業

豊岡市営城崎温泉駅前駐車場の指定管理受託

豊岡市立城崎温泉駅前駐輪場の指定管理受託

豊岡市営城崎鴻の湯駐車場の指定管理受託

豊岡市営城崎木屋町駐車場の指定管理受託

- ・城崎地区の活性化のための戦略づくり・プランニング
- ・地区内施設の管理運営コスト削減のための一括契約事業
- ・地区内の広報PR・催事開催等による地区マーケティング事業
- ・地区内の魅力づくりのための商品開発、販売等による地区プロモーション事業
- ・地区内の魅力店舗・施設誘致の調査・店舗リーシング及びリノベーション事業
- ・その他、城崎地区内の活性化・まちづくりに関する事業

第142号議案

豊岡市立竹野観光センターの指定管理者及び指定期間の変更について

豊岡市立竹野観光センターの指定管理者が一般社団法人を設立したことに伴い、当該一般社団法人を指定管理者として指定すること及び指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

1 公の施設の名称 豊岡市立竹野観光センター

2 指定管理者	変更前	変更後
	豊岡市竹野町竹野17番地の22 たけの観光協会 会長 XXXXXXXXXX	豊岡市竹野町竹野17番地の22 一般社団法人たけの観光協会 代表理事 青山 治重

3 指定の期間
変更前 平成29年4月1日から令和4年3月31日
変更後 平成29年4月1日から令和6年3月31日

4 理由
指定管理者であるたけの観光協会が、一般社団法人たけの観光協会を設立したことに伴い、指定管理者として変更後の一般社団法人を指定するため。

公共施設マネジメントにおける地域デザインの趣旨に基づき、今後の施設のあり様について検討するため、指定管理期間を2年間延長する。

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立竹野観光センター

(2) 所在地

豊岡市竹野町竹野17番地の22

(3) 設置目的

観光産業の振興と観光事業者及び地域住民のコミュニティ活動を促進し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

(4) 施設概要 昭和56年3月竣工

建物概要 鉄筋コンクリート造・2階建 157.92㎡

主な施設 観光案内所、竹野浜警備詰所・竹野救難所、会議室

2 管理業務の内容

- (1) 観光案内及び観光宣伝等の観光の振興に関すること。
- (2) 地域住民並びに観光事業者の研修及びコミュニティ活動の支援に関すること。
- (3) 防犯、交通安全対策及び水難救護等の観光客の安全確保に関すること。
- (4) 施設の使用の決定、利用料金の徴収及び維持管理に関すること。

3 団体等の概要

(1) 名称

一般社団法人 たけの観光協会

(2) 所在地

豊岡市竹野町竹野17番地の22

(3) 代表者の氏名

代表理事 青山 治重

(4) 設立年月日

令和3年7月30日

(5) 職員数又は会員数

65名

(6) 主な事業又は活動

- ・豊岡市立竹野観光センターの管理運営
- ・観光宣伝及び観光客の誘致
- ・観光行事の開催及び助成
- ・観光に関する調査及び研究
- ・観光情報の提供及び収集 など

第143号議案

豊岡市立竹野子ども体験村の指定管理者の変更について

豊岡市立竹野子ども体験村の指定管理者が一般社団法人を設立したことに伴い、当該一般社団法人を指定管理者として指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

1 公の施設の名称 豊岡市立竹野子ども体験村

2 指定管理者

変更前	変更後
豊岡市竹野町竹野17番地の22 たけの観光協会 会長 XXXXXXXXXX	豊岡市竹野町竹野17番地の22 一般社団法人たけの観光協会 代表理事 青山 治重

3 指定の期間 平成30年4月1日から令和5年3月31日

4 理由

指定管理者であるたけの観光協会が、一般社団法人たけの観光協会を設立したことに伴い、指定管理者として変更後の一般社団法人を指定するため。

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立竹野子ども体験村

(2) 所在地

豊岡市竹野町竹野3366番地

(3) 設置目的

恵まれた自然環境を活用して子供たちの体験活動等を促進し、もって地域の活性化を図ることを目的とする。

(4) 施設概要 平成27年4月竣工

建物概要 木造平屋建 391.55㎡

主な施設 加工室、多目的室、作業室、ファイアサイト、塩づくり工房、事務室、トイレ、倉庫、ピザ窯

2 管理業務の内容

(1) 条例第3条第1項各号に規定する事業に係る業務

(2) 竹野子ども体験村の使用及びその制限に関する業務

(3) 竹野子ども体験村の維持管理に関する業務

(4) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

一般社団法人 たけの観光協会

(2) 所在地

豊岡市竹野町竹野17番地の22

(3) 代表者の氏名

代表理事 青山 治重

(4) 設立年月日

令和3年7月30日

(5) 職員数又は会員数

65名

(6) 主な事業又は活動

- ・豊岡市立竹野子ども体験村の管理運営
- ・観光宣伝及び観光客の誘致
- ・観光行事の開催及び助成
- ・観光に関する調査及び研究
- ・観光情報の提供及び収集 など

第144号議案

豊岡市立神鍋高原観光施設の指定管理者の指定について

豊岡市立神鍋高原観光施設の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立神鍋高原観光施設 |
| 2 団体等の名称 | アドバンス 株式会社 |
| 3 指定の期間 | 令和4年4月1日から令和7年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立神鍋高原観光施設

(2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野59番地の2外

(3) 設置目的

住民及び来訪者への利用に供することにより、地域の活性化を図る。

(4) 施設概要

ア 神鍋高原体育館（昭和46年竣工）

(ア) 建物概要 鉄骨鉄筋コンクリート造平家建 806.4㎡

(イ) 主な施設 アリーナ、更衣室、便所等

イ 神鍋高原キャンプ場

(ア) 建物概要

管理棟（平成6年竣工） 木造平家建 242.46㎡

炊事棟1棟（昭和50年竣工） 木造平家建 15.84㎡

炊事棟2棟（平成6年竣工） 鉄筋コンクリート造平家建 各20㎡

(イ) 主な施設 管理棟、炊事棟、便所、マウンドアップサイト、ファイヤーサークル等

ウ 神鍋高原野外ステージ（昭和62年竣工）

(ア) 建物概要 ステージ 220㎡

(イ) 主な施設 電気設備（40kw 受電）

2 管理業務の内容

(1) 神鍋高原観光施設の使用及びその制限に関する業務

(2) 神鍋高原観光施設の維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

アドバンス 株式会社

(2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野60番地

(3) 代表者の氏名

代表取締役 鷺尾 晋

(4) 設立年月日

平成26年2月28日

(5) 職員数又は会員数

20名

(6) 主な事業又は活動

神鍋高原でのスキー場の運営受託、係留熱気球体験及びグランピング施設の運営、豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場の指定管理業務など

第145号議案

豊岡市立殿食材供給施設の指定管理者の指定について

豊岡市立殿食材供給施設の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立殿食材供給施設
- 2 団体等の名称 殿・村おこし組合
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立殿食材供給施設

(2) 所在地

豊岡市日高町殿810番地

(3) 設置目的

地域における農家の就業の場を確保し、地域の活性化を図る。

(4) 施設概要 平成17年6月竣工

ア 建物概要 木造瓦葺平家建 250.49㎡

イ 主な施設 飲食コーナー、厨房・麺打ち場、原料貯蔵庫、製粉室、農産物販売コーナー、事務室、会議室、トイレ等

2 管理業務の内容

- (1) 地域特産物の処理加工に関する業務
- (2) 地域の活性化に関する業務
- (3) 殿食材供給施設の使用及びその制限に関する業務
- (4) 殿食材供給施設の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

殿・村おこし組合

(2) 所在地

豊岡市日高町殿810番地

(3) 代表者の氏名

組合長 XXXXXXXXXX

(4) 設立年月日

平成16年3月1日

(5) 職員数又は会員数

8名

(6) 主な事業又は活動

殿さんそばの運営全般

第 146 号議案

豊岡市立出石農産物加工場の指定管理者の指定について

豊岡市立出石農産物加工場の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 3 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立出石農産物加工場
- 2 団体等の名称 「こぶしの里・いずし」加工グループ連絡協議会
- 3 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立出石農産物加工場

(2) 所在地

豊岡市出石町福居 948 番地

(3) 設置目的

農家の就業の確保、地域農林産物の加工及び加工品販売による農家所得の増大並びに農業者の生産意欲の向上を図ることで農業及び地域の活性化を推進するため。

(4) 施設概要

竣工 平成 7 年 12 月

建物概要 鉄骨・スレート葺、平屋建 153.2 m²

主な施設 惣菜加工室、瓶・缶詰加工室、食品加工室、事務室

2 管理業務の内容

(1) 加工施設の使用及びその制限に関する業務

(2) 加工施設の維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

「こぶしの里・いずし」加工グループ連絡協議会

(2) 所在地

豊岡市出石町福居 948 番地

(3) 代表者の氏名

会長 XXXXXXXXXX

(4) 設立年月日

平成 10 年 4 月 27 日

(5) 主な事業又は活動

- ・加工グループ間の情報交換の場の開設
- ・加工技術や商品開発等必要な研修会の開催
- ・商品販売とその方策にかかる研修会の開催
- ・加工施設の運営を円滑に行うための事業
- ・その他、目的達成のために必要な事業

第147号議案

豊岡市立但東農産物加工施設の指定管理者の指定について

豊岡市立但東農産物加工施設の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立但東農産物加工施設 |
| 2 団体等の名称 | 味蔵たんとう 株式会社 |
| 3 指定の期間 | 令和4年4月1日から令和7年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立但東農産物加工施設

(2) 所在地

豊岡市但東町佐田 526 番地

(3) 設置目的

農家の就業の確保、地域農林産物の加工及び加工品販売による農家所得の増大並びに農業者の生産意欲の向上を図り、もって農業及び地域の活性化を推進するため。

(4) 施設概要 平成 14 年 3 月 竣工

建物概要 木造・平屋建 191.13 m²

主な施設 味噌製造室、惣菜製造室、菓子製造室、貯蔵室、資材室、事務室

2 管理業務の内容

- (1) 地域農林産物の食品加工処理に関する業務
- (2) 地域農林産物及び加工品の販売に関する業務
- (3) 農業者の生産意欲の向上及び農業の活性化に関する業務
- (4) 特産品の開発、生産及び販売促進に関する業務
- (5) 地域の活性化に関する業務
- (6) 施設の目的を達成するために必要な業務
- (7) 但東農産物加工施設の使用及びその制限に関する業務
- (8) 但東農産物加工施設の維持管理に関する業務
- (9) その他、市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

味蔵たんとう 株式会社

(2) 所在地

豊岡市但東町佐田 526 番地

(3) 代表者の氏名

代表理事 近本 礼三郎

(4) 設立年月日

平成 28 年 9 月 1 日

(5) 職員数又は会員数

役員 3 名、従業員 3 名

(6) 主な事業又は活動

- ・地域農産物を原料とした商品の製造、加工及び販売
- ・地域農産物の貯蔵、運搬及び販売
- ・その他設置目的達成のために必要な事業

第148号議案

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの指定管理者の指定について

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立但東シルク温泉やまびこ |
| 2 団体等の名称 | 株式会社 シルク温泉やまびこ |
| 3 指定の期間 | 令和4年4月1日から令和9年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立但東シルク温泉やまびこ

(2) 所在地

豊岡市但東町正法寺 165 番地ほか

(3) 設置目的

住民の健康、生きがいと創造を求め、活力ある生活文化環境の確立を目指す交流学習の推進及び地域産業掘りおこしによる文化と経済の向上を図るため。

(4) 施設概要

但東自然ふれあいセンター「やまびこ」 昭和 60 年 7 月竣工

建物概要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建 3,475.04 m²

主な施設 宿泊室、個室ダイニング、研修室、多目的ホール、
フィールドゴルフ場ほか

但東シルク温泉館 平成 6 年 7 月竣工

建物概要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建 1,551.72 m²

主な施設 浴室 2、露天風呂 2、サウナ室 2、脱衣室 2、休憩室、
売店、食堂ほか

但東自然の郷 平成 7 年 7 月竣工

建物概要 木造 2 階建 375.98 m²

主な施設 ログハウス 4 棟

2 管理業務の内容

- (1) 住民が生きがいと創造を求めめるための交流学習の施設利用に関する業務
- (2) 地域産業掘りおこしの学習、集会等住民の教養文化向上のための研修、鑑賞及び展示等の催しに関する業務
- (3) 青少年健全育成のための施設利用に関する業務
- (4) 市民の休憩、宿泊及び健康増進その他休養のための施設利用に関する業務
- (5) 施設の目的を達成するために必要な事業に関する業務
- (6) 但東シルク温泉やまびこの利用の許可に関する業務
- (7) 但東シルク温泉やまびこの利用に係る料金の徴収に関する業務
- (8) 但東シルク温泉やまびこの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (9) その他但東シルク温泉やまびこの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

3 団体等の概要

(1) 名称

株式会社 シルク温泉やまびこ

(2) 所在地

豊岡市但東町正法寺 165 番地

(3) 代表者の氏名

代表取締役 岸本 直幸

(4) 設立年月日

平成 17 年 1 月 24 日

(5) 職員数又は会員数

社員 27 名、役員 5 名

(6) 主な事業又は活動

- ・ 宿泊、休憩施設の経営
- ・ 温泉入浴施設の経営
- ・ 公園、スポーツ施設の管理運営
- ・ 農産物、林産物、水産物、畜産物及び民芸品等の開発・販売
- ・ 食堂、喫茶及び売店等の経営
- ・ 飲食物、日用品等の販売
- ・ 観光案内
- ・ 地域交流を活かした交流事業
- ・ 公共施設の維持管理
- ・ 自転車のレンタル
- ・ 前述の目的を達成するために附帯又は関連する一切の事業

第149号議案

豊岡市立たんたん温泉福寿の湯の指定管理者の指定について

豊岡市立たんたん温泉福寿の湯の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立たんたん温泉福寿の湯 |
| 2 団体等の名称 | たんたん温泉運営管理組合 |
| 3 指定の期間 | 令和4年4月1日から令和7年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立たんたん温泉福寿の湯

(2) 所在地

豊岡市但東町坂野 470 番地

(3) 設置目的

地域資源を活用して行う市民と来訪者との交流活動による地域の活性化を図るため。

(4) 施設概要 平成 20 年 7 月竣工

建物概要 木造平屋建 機械室は鉄筋コンクリート造平屋建

延床面積 375.82 m²

主な施設 浴室 2、露天風呂 2、サウナ室 2、水風呂 2、脱衣室 2、休憩室、食堂、特産品・情報発信コーナー、事務室、機械室ほか

2 管理業務の内容

(1) 地域資源のネットワーク化の推進と地域活性化に関する業務

(2) 市民と来訪者との交流活動に関する業務

(3) 前(2)の活動のためにたんたん温泉福寿の湯の施設を使用させることに関する業務

(4) 施設の目的を達成するために必要な事業に関する業務

(5) たんたん温泉福寿の湯の使用及びその制限に関する業務

(6) たんたん温泉福寿の湯の維持管理に関する業務

(7) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

たんたん温泉運営管理組合

(2) 所在地

豊岡市但東町坂野 470 番地

(3) 代表者の氏名

理事長 XXXXXXXXXX

(4) 設立年月日

平成 19 年 11 月 24 日

(5) 職員数又は会員数

職員 13 名、役員 6 名

(6) 主な事業又は活動

- ・ たんたん温泉福寿の湯の経営及び維持管理
- ・ 地域資源のネットワーク化の推進と地域活性化に関する業務
- ・ 市民と来訪者との交流活動に関する業務
- ・ 売店の経営
- ・ 農産物、林産物、水産物、畜産物及び民芸品等の販売・開発
- ・ 観光案内
- ・ 地域活性化を目的としたイベントの実施及び指導
- ・ その他、たんたん温泉福寿の湯の目的を達成するために必要な業務

第150号議案

豊岡市立市民交流広場及び豊岡市立こども広場の指定管理者の指定について

豊岡市立市民交流広場及び豊岡市立こども広場の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立市民交流広場及び豊岡市立こども広場 |
| 2 団体等の名称 | アイティ豊岡都市開発 株式会社 |
| 3 指定の期間 | 施設の供用の開始の日から令和6年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立市民交流広場及び豊岡市立こども広場

(2) 所在地

豊岡市大手町4番5号

(3) 設置目的

ア 豊岡市立市民交流広場

市民の多様な人々との交流を促進することにより、多様性のあるまちづくりを図る。

イ 豊岡市立こども広場

子どもたちが遊ぶことのできる屋内の遊び場を提供することにより、子育て環境の充実を図る。

(4) 施設概要 2022（令和4）年3月竣工

ア 豊岡市立市民交流広場

(ア) 建物概要 構造 鉄筋コンクリート造（商業施設アイティ4階）

(イ) 主な施設 市民交流スペース、学習室A、学習室B、カフェ

(ウ) 床面積 991.5 m²

イ 豊岡市立こども広場

(ア) 建物概要 構造 鉄筋コンクリート造（商業施設アイティ4階）

(イ) 主な施設 屋内の遊び場、事務室、トイレ

(ウ) 床面積 617.9 m²

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立市民交流広場の維持管理に関する業務
- (2) 豊岡市立市民交流広場の使用及びその制限に関する業務
- (3) 豊岡市立こども広場の維持管理に関する業務
- (4) 豊岡市立こども広場の使用及びその制限に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

アイティ豊岡都市開発 株式会社

(2) 所在地

豊岡市大手町4番5号

(3) 代表者の氏名

代表取締役社長 井上 隆俊

- (4) 設立年月日
平成9年8月25日
- (5) 職員数又は会員数
役員6名 社員4名
- (6) 主な事業又は活動
 - ア 主要業務
 - (ア) アイティ立体駐車場の経営
 - (イ) 損害保険代理店業務 など
 - イ 受託業務
 - (ア) アイティ管理組合法人の事務・管理業務
 - (イ) 豊岡市営豊岡駅前駐車場の指定管理業務
 - (ウ) 豊岡駅前広場、豊岡駅前トイレ及び市道大開一日市線地下通路の管理業務

第151号議案

豊岡市立豊岡市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立豊岡市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

子育て学習室Aを廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立豊岡市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立豊岡市民プラザの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「、子育て」を削る。

別表子育て学習室Aの項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

豊岡市立豊岡市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
案要綱

1 改正の内容

- (1) プラザの活動の支援内容を見直すこと。(第3条関係)
- (2) 施設のうち子育て学習室Aを廃止すること。(別表関係)

2 附則

この条例は、令和4年4月1日から施行すること。

豊岡市立豊岡市民プラザの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）																																																																																																																						
<p>(事業)</p> <p>第3条 プラザは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 市民の学習、まちづくり、子育て、文化等の活動の支援に関すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表（第4条、第9条関係）</p> <table border="1" data-bbox="743 1120 1222 2054"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th colspan="7">利用料金の限度額</th> </tr> <tr> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後6時から午後10時まで</th> <th>午後9時から午後10時まで</th> <th>午前9時から午後10時まで</th> <th>午後1時から午後10時まで</th> <th>午前9時から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>～</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民活動室D</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子育て学習室A</td> <td></td> <td></td> <td>3,400円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td colspan="7">略</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="7">略</td> </tr> </tbody> </table>	施設	利用料金の限度額							午前9時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午後9時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	多目的ホール								～								市民活動室D								子育て学習室A			3,400円					附属設備	略							備考	略							<p>(事業)</p> <p>第3条 プラザは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 市民の学習、まちづくり、文化等の活動の支援に関すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表（第4条、第9条関係）</p> <table border="1" data-bbox="743 192 1222 1120"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th colspan="7">利用料金の限度額</th> </tr> <tr> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後6時から午後10時まで</th> <th>午後9時から午後10時まで</th> <th>午前9時から午後10時まで</th> <th>午後1時から午後10時まで</th> <th>午前9時から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>～</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民活動室D</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td colspan="7">略</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="7">略</td> </tr> </tbody> </table>	施設	利用料金の限度額							午前9時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午後9時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	多目的ホール								～								市民活動室D								附属設備	略							備考	略						
施設		利用料金の限度額																																																																																																																					
	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午後9時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで																																																																																																																
多目的ホール																																																																																																																							
～																																																																																																																							
市民活動室D																																																																																																																							
子育て学習室A			3,400円																																																																																																																				
附属設備	略																																																																																																																						
備考	略																																																																																																																						
施設	利用料金の限度額																																																																																																																						
	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午後9時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで																																																																																																																
多目的ホール																																																																																																																							
～																																																																																																																							
市民活動室D																																																																																																																							
附属設備	略																																																																																																																						
備考	略																																																																																																																						

第152号議案

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

多機能端末機により印鑑登録証明の請求を行えるようにするため。

豊岡市条例第 号

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年豊岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条中「印鑑登録者が」を「印鑑登録者は、」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を用いて多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機をいう。）を自ら操作を行うことにより、印鑑登録証明を市長に請求することができる。

第17条第2項中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 多機能端末機により印鑑登録証明の請求ができること。(第12条関係)
- (2) その他所要の規定の整理をすること。

2 附則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。

豊岡市印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(印鑑登録証明の請求)</p> <p>第12条 <u>印鑑登録者が</u> 印鑑登録の証明を受けようとするときは、登録証を添えて市長に自ら請求しなければならない。</p> <p>(代理申請等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 第12条<u> </u>の請求について、やむを得ない理由により自ら請求することができないときは、本人の登録証を添えて他人により請求することが出来る。この場合において、当該請求は、本人の授権による代理人の請求とみなす。</p>	<p>(印鑑登録証明の請求)</p> <p>第12条 <u>印鑑登録者は、</u>印鑑登録の証明を受けようとするときは、登録証を添えて市長に自ら請求しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を用いて多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機をいう。）を自ら操作を行うことにより、</u>印鑑登録証明を市長に請求することができる。</p> <p>(代理申請等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 第12条第1項の請求について、やむを得ない理由により自ら請求することができないときは、本人の登録証を添えて他人により請求することが出来る。この場合において、当該請求は、本人の授権による代理人の請求とみなす。</p>

第153号議案

豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

産科医療保障制度における掛金の引下げに伴い、出産育児一時金の基本額及び加算額の限度額を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊岡市国民健康保険条例（平成17年豊岡市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第3条中「40万4,000円」を「40万8,000円」に、「1万6,000円」を「1万2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市国民健康保険条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

出産育児一時金を40万4,000円から40万8,000円に、加算額の上限を1万6,000円から1万2,000円に改めること。(第3条関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和4年1月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第3条 被保険者が出産したときは、その被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）に対し、<u>出産育児一時金として40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>1万6,000円</u>を上限として加算するものとする。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第3条 被保険者が出産したときは、その被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）に対し、<u>出産育児一時金として40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに<u>1万2,000円</u>を上限として加算するものとする。</p>

第154号議案

豊岡市城崎温泉地区における歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市城崎温泉地区における歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

建築士法の改正に伴い、引用する条項を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市城崎温泉地区における歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市城崎温泉地区における歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（平成29年豊岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「第10条の2の2第4項」を「第10条の3第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市城崎温泉地区における歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

建築士法の改正に伴い、引用する条項を改めること。（第15条関係）

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市城崎温泉地区における歴史的建築物の保存及び活用に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(建築物の設計及び工事監理)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 第7条第1項の許可を受けた認定歴史的建築物の工事のうち、建築士法第2条第7項に規定する構造設計図書による同法第20条の2第1項の建築物の工事は、構造設計一級建築士（同法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。以下同じ。）の構造設計（同法第2条第7項に規定する構造設計をいう。以下同じ。）又は当該認定歴史的建築物が構造関係規定（同法第20条の2第2項に規定する構造関係規定をいう。）に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。</p> <p>3 略</p>	<p>(建築物の設計及び工事監理)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 第7条第1項の許可を受けた認定歴史的建築物の工事のうち、建築士法第2条第7項に規定する構造設計図書による同法第20条の2第1項の建築物の工事は、構造設計一級建築士（同法第10条の3第4項<u>一</u>に規定する構造設計一級建築士をいう。以下同じ。）の構造設計（同法第2条第7項に規定する構造設計をいう。以下同じ。）又は当該認定歴史的建築物が構造関係規定（同法第20条の2第2項に規定する構造関係規定をいう。）に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。</p> <p>3 略</p>

第155号議案

豊岡市給水条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

水道料金の改定を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市給水条例の一部を改正する条例

豊岡市給水条例（平成17年豊岡市条例第188号）の一部を次のように改正する。
別表第2を次のように改める。

別表第2（第28条関係）

基本料金（1月につき）		従量料金（1 m ³ につき）				
メーターの口径	料金	区分	用途			
			一般	公衆浴場	豊岡中核工業団地	城崎町湯島財産区営浴場
13mm	1,056円	10m ³ までの分	82.5円	77円	82.5円	143円
20mm	2,090円	10m ³ を超え20m ³ までの分	137.5円			
25mm	4,257円	20m ³ を超え30m ³ までの分	143円			
40mm	14,850円	30m ³ を超え50m ³ までの分	154円			
50mm	23,210円	50 m ³ を超え100 m ³ までの分	214.5円			
75mm	60,830円	100 m ³ を超え る分	220円			
100mm	114,950円					
125 mm以上	管理者が別に定める額					

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（料金に関する経過措置）

- この条例による改正後の豊岡市給水条例別表第2の規定は、令和4年4月1日以後の使用に係る料金について適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

- 3 料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が令和4年4月1日前から同日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る料金は、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定する。

豊岡市給水条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

水道料金を規定する別表第2を改めること。(別表第2関係)

2 附則

(1) この条例の規定は、令和4年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) この条例の施行に係る水道料金に関する経過措置を定めること。(附則第2項、附則第3項関係)

豊岡市給水条例新旧対照表

現行				改正後 (案)			
別表第2 (第28条関係)				別表第2 (第28条関係)			
基本料金 (1月につき)				従量料金 (1m ³ につき)			
メーターの口径	料金	区分	用途	メーターの口径	料金	区分	用途
13mm	704円	10m ³ までの分	一般 公衆浴場	13mm	1,056円	10m ³ までの分	一般 公衆浴場
20mm	1,408円	10m ³ を超え 20m ³ までの分	71.5円	20mm	2,090円	10m ³ を超え 20m ³ までの分	82.5円
25mm	2,860円	20m ³ を超え 30m ³ までの分	132円	25mm	4,257円	20m ³ を超え 30m ³ までの分	137.5円
40mm	10,010円	30m ³ を超え 50m ³ までの分	154円	40mm	14,850円	30m ³ を超え 50m ³ までの分	143円
50mm	15,620円	50m ³ を超え 100m ³ までの分	214.5円	50mm	23,210円	50m ³ を超え 100m ³ までの分	214.5円
75mm	40,700円	100m ³ を超える	220円	75mm	60,830円	100m ³ を超える	220円
100mm	77,000円	分		100mm	114,950円	分	
125mm	以管理者が			125mm	以管理者が		
上	別に定め			上	別に定め		
	る額				る額		

第156号議案

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例制定について

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

竹野小学校、中竹野小学校及び竹野南小学校の統合に伴い、小学校及び放課後児童クラブの設置に関する規定等の整備を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例

(豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例(平成17年豊岡市条例第161号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表豊岡市立中竹野小学校の項及び豊岡市立竹野南小学校の項を削る。

(豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第92号)の一部を次のように改正する。

第1条中「等」を削る。

別表第1中

豊岡市立中竹野放課後児童クラブ	豊岡市竹野町轟5番地
豊岡市立竹野南放課後児童クラブ	豊岡市竹野町御又78番地

を

「豊岡市立竹野第2放課後児童クラブ 豊岡市竹野町森本984番地の1」に改

める。

(豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部改正)

第3条 豊岡市地域コミュニティに関する条例(平成28年豊岡市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第3の備考に次のように加える。

3 豊岡市立竹野南地区コミュニティセンターの研修室は、豊岡市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第92条)の放課後児童クラブで使用する時間を除き、その施設を使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例の一部改正)

2 豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例(平成19年豊岡市条例第59号)の一部を次のように改正する。

別表備考3中「、中竹野小学校」を削る。

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部改正（第1条関係）
中竹野小学校及び竹野南小学校を廃止すること。（別表関係）
- (2) 豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条関係）
中竹野放課後児童クラブ及び竹野南放課後児童クラブを廃止し、竹野第2放課後児童クラブを置くこと。（別表第1関係）
- (3) 豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部改正（第3条関係）
豊岡市立竹野南地区コミュニティセンターの研修室は、放課後児童クラブで使用する時間を除き、その施設を使用することができること。（別表第3関係）

2 附則

- (1) この条例は、令和4年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) 豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例について、所要の規定の整理を行うこと。（附則第2項関係）

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）			
1 小学校			
名称	位置	名称	位置
豊岡市立豊岡小学校	略	豊岡市立豊岡小学校	略
～			
豊岡市立竹野小学校	<u>豊岡市竹野町轟7番地の1</u>	豊岡市立竹野小学校	略
豊岡市立中竹野小学校		<u>豊岡市竹野町御又78番地</u>	
豊岡市立竹野南小学校	略	豊岡市立府中小学校	略
～			
豊岡市立資母小学校		豊岡市立資母小学校	
2 中学校			
略			

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）																						
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業等を行うため、豊岡市立放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を置く。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="582 1120 1013 2049"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊岡市立豊岡放課後児童クラブ</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>豊岡市立竹野放課後児童クラブ</td> <td>豊岡市竹野町轟5番地</td> </tr> <tr> <td>豊岡市立中竹野放課後児童クラブ</td> <td>豊岡市竹野町御又78番地</td> </tr> <tr> <td>豊岡市立府中放課後児童クラブ</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>豊岡市立資母放課後児童クラブ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	豊岡市立豊岡放課後児童クラブ	略	豊岡市立竹野放課後児童クラブ	豊岡市竹野町轟5番地	豊岡市立中竹野放課後児童クラブ	豊岡市竹野町御又78番地	豊岡市立府中放課後児童クラブ	略	豊岡市立資母放課後児童クラブ		<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業__を行うため、豊岡市立放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を置く。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="582 190 1013 1120"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊岡市立豊岡放課後児童クラブ</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>豊岡市立竹野放課後児童クラブ</td> <td>豊岡市竹野町森本984番地の1</td> </tr> <tr> <td>豊岡市立府中放課後児童クラブ</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>豊岡市立資母放課後児童クラブ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	豊岡市立豊岡放課後児童クラブ	略	豊岡市立竹野放課後児童クラブ	豊岡市竹野町森本984番地の1	豊岡市立府中放課後児童クラブ	略	豊岡市立資母放課後児童クラブ	
名称	位置																						
豊岡市立豊岡放課後児童クラブ	略																						
豊岡市立竹野放課後児童クラブ	豊岡市竹野町轟5番地																						
豊岡市立中竹野放課後児童クラブ	豊岡市竹野町御又78番地																						
豊岡市立府中放課後児童クラブ	略																						
豊岡市立資母放課後児童クラブ																							
名称	位置																						
豊岡市立豊岡放課後児童クラブ	略																						
豊岡市立竹野放課後児童クラブ	豊岡市竹野町森本984番地の1																						
豊岡市立府中放課後児童クラブ	略																						
豊岡市立資母放課後児童クラブ																							

豊岡市地域コミュニティに関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行		改正後（案）			
別表第3（第11条、第16条関係）					
センター の名称	区分	使用料			
		午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	
豊岡市立豊岡 地区コミュニティ ティセセンター ～ 豊岡市立高橋 地区コミュニティ ティセセンター	略				
備考					
1・2 略					
3 豊岡市立竹野南地区コミュニティセンターの研修室は、豊岡市放 課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例 第92条）の放課後児童クラブで使用する時間を除き、その施設を使 用することができる。					

豊岡市立学校施設の使用料の徴収に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）	別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
区分	使用料	区分	使用料
屋内運動場	午前9時から午後5時まで	屋内運動場	午前9時から午後5時まで
～	午後6時から午後10時まで	～	午後6時から午後10時まで
屋外運動場	略	屋外運動場	略
備考	備考	備考	備考
1・2 略	1・2 略	1・2 略	1・2 略
3 屋外運動場照明施設を使用する場合は、竹野小学校、中竹野小学校及び高橋小学校にあっては1時間当たり300円、豊岡小学校、八条小学校、田鶴野小学校、五荘小学校、新田小学校、中筋小学校、神美小学校、府中小学校、日高小学校及び資母小学校にあっては1時間当たり700円、城崎中学校にあっては1時間当たり1,100円をそれぞれ加算する。	3 屋外運動場照明施設を使用する場合は、竹野小学校、中竹野小学校及び高橋小学校にあっては1時間当たり300円、豊岡小学校、八条小学校、田鶴野小学校、五荘小学校、新田小学校、中筋小学校、神美小学校、府中小学校、日高小学校及び資母小学校にあっては1時間当たり700円、城崎中学校にあっては1時間当たり1,100円をそれぞれ加算する。	3 屋外運動場照明施設を使用する場合は、竹野小学校、 __及び高橋小学校にあっては1時間当たり300円、豊岡小学校、八条小学校、田鶴野小学校、五荘小学校、新田小学校、中筋小学校、神美小学校、府中小学校、日高小学校及び資母小学校にあっては1時間当たり700円、城崎中学校にあっては1時間当たり1,100円をそれぞれ加算する。	3 屋外運動場照明施設を使用する場合は、竹野小学校、 __及び高橋小学校にあっては1時間当たり300円、豊岡小学校、八条小学校、田鶴野小学校、五荘小学校、新田小学校、中筋小学校、神美小学校、府中小学校、日高小学校及び資母小学校にあっては1時間当たり700円、城崎中学校にあっては1時間当たり1,100円をそれぞれ加算する。
4 略	4 略	4 略	4 略

第157号議案

豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

森本へき地保育園を閉園するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条中「別表」を「次」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 名称 豊岡市立西保育園
- (2) 位置 豊岡市正法寺38番地の1

附則第3項及び別表を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 森本へき地保育園を閉園すること。(第2条、別表関係)
- (2) その他所要の規定の整理をすること。

2 附則

この条例は、令和4年4月1日から施行すること。

豊岡市立保育所の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）								
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条に規定する児童福祉施設として、保育所を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 豊岡市立保育所（以下「保育所」という。）の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(保育所の位置の特例)</p> <p>3 別表の規定にかかわらず、平成25年4月1日から規則で定める日までの間は、次の表の左欄に掲げる保育所の位置は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1043 1120 1155 2047"> <tr> <td>豊岡市立港保育園</td> <td>豊岡市瀬戸18番地の1</td> </tr> </table> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1155 1120 1299 2047"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊岡市立西保育園</td> <td>豊岡市正法寺38番地の1</td> </tr> <tr> <td>豊岡市立森本へき地保育園</td> <td>豊岡市竹野町森本984番地の4</td> </tr> </tbody> </table>	豊岡市立港保育園	豊岡市瀬戸18番地の1	名称	位置	豊岡市立西保育園	豊岡市正法寺38番地の1	豊岡市立森本へき地保育園	豊岡市竹野町森本984番地の4	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条に規定する児童福祉施設として、保育所を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 豊岡市立保育所（以下「保育所」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 豊岡市立西保育園</p> <p>(2) 位置 豊岡市正法寺38番地の1</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p>
豊岡市立港保育園	豊岡市瀬戸18番地の1								
名称	位置								
豊岡市立西保育園	豊岡市正法寺38番地の1								
豊岡市立森本へき地保育園	豊岡市竹野町森本984番地の4								

第158号議案

豊岡市立市民交流広場の設置及び管理に関する条例制定について

豊岡市立市民交流広場の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

市民交流広場を設置するため。

豊岡市立市民交流広場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市民の多様な人々との交流を促進することにより、多様性のあるまちづくりを図るため、豊岡市立市民交流広場（以下「市民交流広場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 市民交流広場の位置は、豊岡市大手町4番5号とする。

(事業)

第3条 市民交流広場は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民及び多様な人々との交流の促進に関すること。
- (2) 市民の交流の場の提供に関すること。
- (3) 市民交流広場の施設を使用させること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業

2 市長は、市民交流広場の施設を、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、その目的以外の目的のために使用させることができる。

(休場日)

第4条 市民交流広場の休場日は、次に掲げる日とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休場日を変更し、又は臨時の休場日を定めることができる。

- (1) 火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日に当たるときは、その翌日（当該翌日が当該休日に当たるときは、その翌々日）とする。
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(開場時間)

第5条 市民交流広場の開場時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。

(使用の許可)

第6条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に市民交流広場の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 市民交流広場の使用が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 市民交流広場の使用が建物、器具、備品等（以下「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が使用すると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその使用を不適當であると認めるとき。

2 市長は、市民交流広場の管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条第1項の規定により市民交流広場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第9条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の現状を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 第6条第2項及び第7条の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用者が許可された使用目的以外の目的に施設を使用したとき。
- (3) 使用者が許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 使用者が詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。
- (5) 第7条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、市民交流広場の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項の規定による処分をすることができる。

(使用料の徴収)

第11条 市長は、第6条第1項の許可を受けてする施設の使用につき、使用者から、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、施設の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その納付すべき期限を別に指定す

ることができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、申請により、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 使用料で既に納めたものは、還付しない。ただし、第10条第2項の規定により市長が市民交流広場の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を還付することができる。

(入場の制限等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、市民交流広場の施設への入場を拒絶し、又は市民交流広場からの退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) 建物等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市民交流広場の管理上必要な指示に従わない者

(行為の禁止)

第15条 何人も、市民交流広場内において、管理上支障がある行為をしてはならない。

(立入り等)

第16条 市長は、市民交流広場の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な事項を指示することができる。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、市民交流広場の使用を終了したとき、又は第6条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 前項の場合において、使用者が市長の指示に従わないときは、市長は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

(損害の賠償等)

第18条 建物等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、その賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。

(指定管理者による管理)

第19条 市長は、市民交流広場の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理

者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に市民交流広場の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に市民交流広場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 市民交流広場の使用及びその制限に関する業務
- (3) 市民交流広場の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に市民交流広場の管理を行わせる場合において、第4条から第7条まで、第9条第1項、第10条、第14条、第16条並びに第17条第2項及び第3項の規定の適用については、第4条及び第5条中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第6条、第7条、第9条第1項、第10条、第14条、第16条並びに第17条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（利用料金）

第20条 前条第1項の規定により指定管理者に市民交流広場の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に市民交流広場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 第11条から第13条までの規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、別表に掲げる施設の利用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、別表の規定の適用については、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第6条、第11条、第20条関係）

施 設	使 用 料		
	午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
学習室A	1,500円	2,100円	2,300円
学習室B	1,000円	1,400円	1,500円

備考 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の3倍に相当する額とする。

豊岡市立市民交流広場の設置及び管理に関する条例案要綱

1 設置

豊岡市立市民交流広場（以下「市民交流広場」という。）を設置すること。（第1条関係）

2 位置

市民交流広場の位置は、豊岡市大手町4番5号とすること。（第2条関係）

3 事業

市民交流広場は、市民及び多様な人々との交流の促進、交流の場の提供等に関する事業を行うこと。（第3条関係）

4 休場日

市民交流広場の休場日は、火曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとすること。（第4条関係）

5 開場時間

市民交流広場の開場時間は、午前9時から午後10時までとすること。（第5条関係）

6 使用の許可

市民交流広場の施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないこと。（第6条関係）

7 許可の基準

市長は、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき等は、使用の許可をしてはならないこと。（第7条関係）

8 使用権の譲渡等の禁止

市民交流広場の使用の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならないこと。（第8条関係）

9 特別の設備の設置等

使用者は、市民交流広場に特別の設備又は器具を設置しようとするとき等は、市長の許可を受けなければならないこと。（第9条関係）

10 許可の取消し等

市長は、使用者が条例に違反したとき等においては、許可の取り消し等ができること。（第10条関係）

11 使用料の徴収

市長は、市民交流広場の学習室の利用者から、使用料を徴収すること。（第11条、別表関係）

12 使用料の減免

市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができること。(第12条関係)

13 使用料の不還付

市民交流広場の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとき以外は、既に納めた使用料は還付しないこと。(第13条関係)

14 入場の制限等

市長は、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者等に対し、市民交流広場の入場を拒絶し、又は市民交流広場からの退場を命ずることができること。(第14条関係)

15 行為の禁止

何人も、市民交流広場内において、管理上支障がある行為をしてはならないこと。(第15条関係)

16 立入り等

市長は、市民交流広場の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所の立入り等を行うことができること。(第16条関係)

17 原状回復の義務

使用者は、市民交流広場の使用を終了したときは、直ちに施設を原状に回復しなければならないこと。(第17条関係)

18 損害の賠償等

建物等を汚損等した者は、損害を賠償しなければならないこと。(第18条関係)

19 指定管理者による管理

市長は、市民交流広場の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者に市民交流広場の管理を行わせることができることとし、その際に必要な規定の読替え等について定めること。(第19条関係)

20 利用料金

指定管理者に市民交流広場の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に使用に係る料金を指定管理者の収入として收受させることができることとし、その際に必要な規定の読替え等について定めること。(第20条関係)

21 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めること。(第21条関係)

22 附則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。

第159号議案

豊岡市立こども広場の設置及び管理に関する条例制定について

豊岡市立こども広場の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

こども広場設置するため。

豊岡市立こども広場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 子どもたちが遊ぶことのできる屋内の遊び場を提供することにより、子育て環境の充実を図るため、豊岡市立こども広場（以下「こども広場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 こども広場の位置は、豊岡市大手町4番5号とする。

(事業)

第3条 こども広場は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもの遊び場及び多世代のふれあいの場の提供に関すること。
- (2) 子どもの心身の健康の維持及び増進を図るために必要な事項に関すること。
- (3) こども広場を使用させること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業

2 市長は、こども広場を、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、その目的以外の目的のために使用させることができる。

(休場日)

第4条 こども広場の休場日は、次に掲げる日とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休場日を変更し、又は臨時の休場日を定めることができる。

- (1) 火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日（別表において同じ。）に当たるときは、その翌日（当該翌日が当該休日に当たるときは、その翌々日）とする。
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(開場時間)

第5条 こども広場の開場時間は、午前10時から午後5時30分までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。

(使用できる者の範囲)

第6条 こども広場を使用することができる者は、0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（この条において「子ども」という。）及びその保護者その他当該子どもの付添人（以下「保護者等」という。）とする。

2 前項に規定する子どもの付添人は、成年に達した者でなければならない。

3 子どもがこども広場を使用するときは、保護者等が同伴しなければならない。
(使用の許可)

第7条 こども広場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可にこども広場の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1) こども広場の使用が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) こども広場の使用が建物、器具、備品等(以下「建物等」という。)を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が使用すると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその使用を不適當であると認めるとき。

2 市長は、こども広場の管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 第7条第1項の規定によりこども広場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第10条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又はこども広場の現状を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 第7条第2項及び第8条の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又はこども広場の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 使用者が許可された使用目的以外の目的にこども広場を使用したとき。

(3) 使用者が許可に付した条件に違反したとき。

(4) 使用者が詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。

(5) 第8条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、こども広場の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項の規定による処分をすることができる。

(使用料の徴収)

第12条 市長は、第7条第1項の許可を受けてするこども広場の使用につき、使用者から、別表に定める使用料を徴収する。

- 2 使用料は、こども広場の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その納付すべき期限を別に指定することができる。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、申請により、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 使用料で既に納めたものは、還付しない。ただし、第11条第2項の規定により市長がこども広場の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を還付することができる。

(入場の制限等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、こども広場への入場を拒絶し、又はこども広場からの退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) 建物等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、こども広場の管理上必要な指示に従わない者

(行為の禁止)

第16条 何人も、こども広場内において、こども広場の管理上支障がある行為をしてはならない。

(立入り等)

第17条 市長は、こども広場の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な事項を指示することができる。

(原状回復の義務)

第18条 使用者は、こども広場の使用を終了したとき、又は第7条第1項の許可を取り消されたときは、直ちにこども広場を原状に回復しなければならない。

- 2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
- 3 前項の場合において、使用者が市長の指示に従わないときは、市長は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

(損害の賠償等)

第19条 建物等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、その賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。

(指定管理者による管理)

第20条 市長は、こども広場の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にこども広場の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にこども広場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる事業に係る業務
- (2) こども広場の使用及びその制限に関する業務
- (3) こども広場の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者にこども広場の管理を行わせる場合において、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条第1項、第11条、第15条、第17条並びに第18条第2項及び第3項の規定の適用については、第4条及び第5条中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第7条、第8条、第10条第1項、第11条、第15条、第17条並びに第18条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第21条 前条第1項の規定により指定管理者にこども広場の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者にこども広場の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 第12条から第14条までの規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、こども広場の使用者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、別表の規定の適用については、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第4条、第12条、第21条関係）

使用区分			使用料
個人使用	子ども（1歳未満を除く。）	1人1回	200円
	保護者等	1人1回	300円
団体使用	子ども（1歳未満を除く。）	平日1人1回	150円
		土曜日、日曜日及び休日1人1回	200円
	保護者等	平日1人1回	250円
		土曜日、日曜日及び休日1人1回	300円
備考			
1 「1回」とは、午前10時から午前11時30分まで、午後零時から午後1時30分まで、午後2時から午後3時30分まで又は午後4時から午後5時30分までの各時間帯を超えない使用をいう。			
2 「団体使用」とは、子ども10人以上かつその保護者等による団体の使用をいう。			
3 「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。			

豊岡市立こども広場の設置及び管理に関する条例案要綱

1 設置

子どもたちが遊ぶことのできる屋内の遊び場を提供することにより、子育て環境の充実を図るため、豊岡市立こども広場（以下「こども広場」という。）を設置すること。（第1条関係）。

2 位置

こども広場の位置は、豊岡市大手町4番5号とすること。（第2条関係）

3 事業

こども広場は、子どもの遊び場及び多世代のふれあいの場の提供、子どもの心身の健康の維持及び増進を図るために必要な事項等に関する事業を行うこと。（第3条関係）

4 休場日

こども広場の休場日は、火曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとすること。（第4条関係）

5 開場時間

こども広場の開場時間は、午前10時から午後5時30分までとすること。（第5条関係）

6 使用できる者の範囲

こども広場を使用することができる者は、0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及びその保護者等とし、保護者等が同伴しなければならないこと。（第6条関係）

7 使用の許可

こども広場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないこと。（第7条関係）

8 許可の基準

市長は、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき等は、使用の許可をしてはならないこと。（第8条関係）

9 使用権の譲渡等の禁止

こども広場の使用の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならないこと。（第9条関係）

10 特別の設備の設置等

使用者は、こども広場に特別の設備又は器具を設置しようとするとき等は、市長の許可を受けなければならないこと。（第10条関係）

11 許可の取消し等

市長は、使用者が条例に違反したとき等においては、許可の取消し等ができること。(第11条関係)

12 使用料の徴収

市長は、こども広場の使用者から、使用料を徴収すること。(第12条、別表関係)

13 使用料の減免

市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができること。(第13条関係)

14 使用料の不還付

こども広場の管理上又は公益上やむを得ない必要等が生じたとき以外は、既に納めた使用料は還付しないこと。(第14条関係)

15 入場の制限等

市長は、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者等に対し、こども広場への入場を拒絶し、又はこども広場からの退場を命ずることができること。(第15条関係)

16 行為の禁止

何人も、こども広場内において、管理上支障がある行為をしてはならないこと。(第16条関係)

17 立入り等

市長は、こども広場の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所の立入り等を行うことができること。(第17条関係)

18 原状回復の義務

使用者は、こども広場の使用を終了したときは、直ちにこども広場を原状に回復しなければならないこと。(第18条関係)

19 損害の賠償等

建物等を汚損等した者は、損害を賠償しなければならないこと。(第19条関係)

20 指定管理者による管理

市長は、こども広場の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者にこども広場の管理を行わせることができることとし、その際に必要な規定の読替え等について定めること。(第20条関係)

21 利用料金

指定管理者にこども広場の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者にこども広場の使用に係る料金を指定管理者の収入として收受させることができることとし、その際に必要な規定の読替え等について定めること。(第21条関係)

22 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めること。(第22条関係)

23 附則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。

第160号議案

豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

子育て総合センターに一時預かり室を新設するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例（平成22年豊岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「並びに」を「及び」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 子どもの一時預かりに関すること。

第4条の次に次の1条を加える。

（一時預かり室の使用者）

第4条の2 別表第2の1の表の一時預かり室を使用できる者は、乳幼児（市に住所を有する生後6箇月に達する日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。以下同じ。）の一時預けをする保護者とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

1 豊岡市立子育て総合センター

区分	使用料
一時預かり室	乳幼児1人1時間につき800円
備考	
1 一時預かり室の使用は、1日当たり連続して4時間を上限とする。	
2 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。	

2 豊岡市立竹野子育てセンター

区分	使用料		
	午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで
第1研修室（和室）	300円	500円	500円
第2研修室（洋室）	1,000円	1,400円	1,400円
備考			
1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。			
2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。			

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案要綱

1 改正の内容

- (1) 子育てセンターの事業について、子どもの一時預かりに関することを新たに行うこと。(第3条関係)
- (2) 子育て総合センターの一時預かり室を使用できる者は、市に住所を有する生後6箇月に達する日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児の一時預けをする保護者とすること。(第4条の2関係)
- (3) 子育て総合センターの一時預かり室の使用は、1日当たり連続して4時間を上限とし、その使用料は、乳幼児1人1時間につき800円とすること。(別表第2関係)

2 附則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。

豊岡市立子育てセンターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）								
<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 子育てサークル及び子育てボランティアの育成並びに支援に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(一時預かり室の使用者)</p> <p>第4条の2 別表第2の1の表の一時預かり室を使用できる者は、乳幼児（市に住所を有する生後6箇月に達する日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。以下同じ。）の一時預けをする保護者とす。</p> <p>別表第2（第10条関係）</p> <p>1 豊岡市立子育て総合センター</p> <table border="1" data-bbox="1141 190 1244 1108"> <tr> <td>区分</td> <td>使用料</td> </tr> <tr> <td>一時預かり室</td> <td>乳幼児1人1時間につき800円</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 一時預かり室の使用は、1日当たり連続して4時間を上限とする。</p>	区分	使用料	一時預かり室	乳幼児1人1時間につき800円	<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 子育てサークル及び子育てボランティアの育成及び支援に関すること。</p> <p>(5) 子どもの一時預かりに関すること。</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(一時預かり室の使用者)</p> <p>第4条の2 別表第2の1の表の一時預かり室を使用できる者は、乳幼児（市に住所を有する生後6箇月に達する日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。以下同じ。）の一時預けをする保護者とす。</p> <p>別表第2（第10条関係）</p> <p>1 豊岡市立子育て総合センター</p> <table border="1" data-bbox="1141 190 1244 1108"> <tr> <td>区分</td> <td>使用料</td> </tr> <tr> <td>一時預かり室</td> <td>乳幼児1人1時間につき800円</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 一時預かり室の使用は、1日当たり連続して4時間を上限とする。</p>	区分	使用料	一時預かり室	乳幼児1人1時間につき800円
区分	使用料								
一時預かり室	乳幼児1人1時間につき800円								
区分	使用料								
一時預かり室	乳幼児1人1時間につき800円								

2 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

2 豊岡市立竹野子育てセンター

名称	区分	使用料			
		午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	
豊岡市立 竹野子育て センター	第1 研修 室 (和室)	300円	500円	500円	
	第2 研修 室 (洋室)	1,000円	1,400円	1,400円	

備考

1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。

2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

区分	使用料			
	午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	
第1 研修室 (和室)	300円	500円	500円	
第2 研修室 (洋室)	1,000円	1,400円	1,400円	

備考

1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の2倍に相当する額とする。

2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。

令和 3 年度豊岡市一般会計補正予算（第 14 号）

令和 3 年度豊岡市の一般会計補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 228,346 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50,651,790 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 3 年 12 月 3 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 分担金及び負担金		190,794	1,968	192,762
	2. 負担金	178,416	1,968	180,384
15. 使用料及び手数料		756,106	1	756,107
	1. 使用料	545,679	1	545,680
16. 国庫支出金		5,944,789	212,176	6,156,965
	1. 国庫負担金	2,896,433	93,937	2,990,370
	2. 国庫補助金	3,008,941	118,239	3,127,180
17. 県支出金		3,186,199	7,656	3,193,855
	1. 県負担金	1,629,958	47,313	1,677,271
	2. 県補助金	1,263,483	△39,650	1,223,833
	3. 委託金	292,758	△7	292,751
19. 寄附金		831,270	1,500	832,770
	1. 寄附金	831,270	1,500	832,770
20. 繰入金		3,169,402	△143,481	3,025,921
	1. 特別会計繰入金	183,070	819	183,889
	2. 基金繰入金	2,986,332	△144,300	2,842,032
22. 諸収入		1,554,468	141,226	1,695,694
	4. 受託事業収入	13,946	△4,268	9,678
	5. 雑収入	967,024	145,494	1,112,518
23. 市債		4,621,500	7,300	4,628,800
	1. 市債	4,621,500	7,300	4,628,800
歳入合計		50,423,444	228,346	50,651,790

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		269,026	1,178	270,204
	1. 議 会 費	269,026	1,178	270,204
2. 総 務 費		8,521,105	85,875	8,606,980
	1. 総 務 管 理 費	7,688,834	83,788	7,772,622
	2. 徴 税 費	322,089	3,226	325,315
	3. 戸籍住民基本台帳費	258,170	1,436	259,606
	4. 選 挙 費	221,009	△2,568	218,441
	5. 統 計 調 査 費	5,709	△7	5,702
3. 民 生 費		13,341,889	173,934	13,515,823
	1. 社 会 福 祉 費	3,867,824	198,071	4,065,895
	2. 老 人 福 祉 費	3,407,557	△5,173	3,402,384
	3. 児 童 福 祉 費	5,190,889	△18,964	5,171,925
4. 衛 生 費		5,206,312	△19,189	5,187,123
	1. 保 健 衛 生 費	4,681,619	△12,103	4,669,516
	2. 清 掃 費	524,693	△7,086	517,607
6. 農 林 水 産 業 費		1,734,434	△58,520	1,675,914
	1. 農 業 費	1,433,195	△58,520	1,374,675
7. 商 工 費		1,929,032	△25,877	1,903,155
	1. 商 工 費	1,929,032	△25,877	1,903,155
8. 土 木 費		5,720,811	148,955	5,869,766
	1. 土 木 管 理 費	716,302	△10	716,292
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	1,755,404	162,198	1,917,602
	5. 都 市 計 画 費	2,965,598	△13,233	2,952,365
9. 消 防 費		2,298,044	4,405	2,302,449
	1. 消 防 費	2,298,044	4,405	2,302,449
10. 教 育 費		4,251,850	△70,268	4,181,582
	1. 教 育 総 務 費	922,849	△29,858	892,991
	2. 小 学 校 費	751,804	11,419	763,223

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3. 中 学 校 費	366,883	7,400	374,283
	4. 幼 稚 園 費	304,708	△7,559	297,149
	5. 社 会 教 育 費	806,926	3,854	810,780
	6. 保 健 体 育 費	1,098,680	△55,524	1,043,156
12. 公 債 費		6,936,575	△12,147	6,924,428
	1. 公 債 費	6,936,575	△12,147	6,924,428
歳 出	合 計	50,423,444	228,346	50,651,790

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
太陽光発電システム設置費補助金	令和4年度	5,900
農業用施設管理事業	令和4年度	20,000
道路維持事業	令和4年度	13,900
公園管理事業	令和4年度	6,500
住宅管理事業	令和4年度	12,800
指定ごみ袋等作製業務	令和4年度	40,322
竹野庁舎管理事業	令和4年度	1,430
子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭開催事業	令和4年度	7,000
文化芸術創造交流事業	令和4年度	399
豊岡農業スクール開校事業	令和4年度	4,500
すこやか市民健診業務	令和4年度	135,760
豊岡斎場火葬等業務	令和4年度から 令和6年度まで	71,100
高齢者等農作業生きがい対策事業費補助金	令和4年度	525
ニホンザル被害防除対策事業費補助金	令和4年度	250
菓子祭前日祭実行委員会補助金	令和4年度	1,800
新文化会館整備事業	令和4年度	147,598
城崎健康福祉センター指定管理料	令和4年度	4,798
日高健康福祉センター指定管理料	令和4年度	12,627
出石健康福祉センター指定管理料	令和4年度	6,630
但東健康福祉センター指定管理料	令和4年度	8,564
子育て支援総合拠点等施設指定管理料	令和4年度から 令和5年度まで	27,438
出石農産物加工場指定管理料	令和4年度から 令和6年度まで	1,650
豊岡市民体育館指定管理料	令和4年度から 令和5年度まで	5,662
豊岡総合体育館指定管理料	令和4年度から 令和5年度まで	17,142

事 項	期 間	限 度 額
神鍋野外スポーツ公園指定管理料	令和4年度	4,441
計		558,736

第 3 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
城崎国際アートセンター整備事業費	37,000	20,200
〔城崎国際アートセンター〕	〔 37,000 〕	〔 20,200 〕
除雪機械整備事業費	8,900	6,100
〔 除 雪 機 械 〕	〔 8,900 〕	〔 6,100 〕
消防防災施設整備事業費	157,400	198,500
〔 消 火 栓 〕	〔 19,000 〕	〔 23,800 〕
〔 消 防 本 部 庁 舎 〕	〔 0 〕	〔 36,300 〕
保健体育施設整備事業費	44,000	33,300
〔 城 崎 ボ ー ト セ ン タ ー 〕	〔 1,400 〕	〔 1,300 〕
〔 豊 岡 総 合 体 育 館 〕	〔 27,000 〕	〔 17,300 〕
〔 日 高 小 学 校 夜 間 照 明 〕	〔 15,600 〕	〔 14,700 〕
過疎対策事業債 (過疎地域持続的発展特別事業分)	139,200	135,700
計	4,621,500	4,628,800

令和 3 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計
補 正 予 算 (第 14 号) に 関 する 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 分担金及び負担金	190,794	1,968	192,762
15. 使用料及び手数料	756,106	1	756,107
16. 国庫支出金	5,944,789	212,176	6,156,965
17. 県支出金	3,186,199	7,656	3,193,855
19. 寄附金	831,270	1,500	832,770
20. 繰入金	3,169,402	△143,481	3,025,921
22. 諸収入	1,554,468	141,226	1,695,694
23. 市債	4,621,500	7,300	4,628,800
歳入合計	50,423,444	228,346	50,651,790

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 議会費	269,026	1,178	270,204
2. 総務費	8,521,105	85,875	8,606,980
3. 民生費	13,341,889	173,934	13,515,823
4. 衛生費	5,206,312	△19,189	5,187,123
6. 農林水産業費	1,734,434	△58,520	1,675,914
7. 商工費	1,929,032	△25,877	1,903,155
8. 土木費	5,720,811	148,955	5,869,766
9. 消防費	2,298,044	4,405	2,302,449
10. 教育費	4,251,850	△70,268	4,181,582
12. 公債費	6,936,575	△12,147	6,924,428
歳出合計	50,423,444	228,346	50,651,790

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			1,178
18,407	△16,500	101,190	△17,222
150,743	3,600	46,098	△26,507
△2,916		△2,383	△13,890
△35,538		△561	△22,421
142,421			△168,298
△32,547	△2,800		184,302
	41,100	△36,600	△95
△20,738	△18,100	3,470	△34,900
			△12,147
219,832	7,300	111,214	△110,000

2. 歳 入

(款) 14. 分担金及び負担金

(項) 2. 負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費負担金	175,906	1,968	177,874
計	178,416	1,968	180,384

(款) 15. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生使用料	99,039	1	99,040
計	545,679	1	545,680

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費国庫負担金	2,650,407	93,937	2,744,344
計	2,896,433	93,937	2,990,370

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	56,862	16,727	73,589
2. 民生費国庫補助金	1,319,555	2,957	1,322,512
6. 土木費国庫補助金	488,487	△32,547	455,940
8. 教育費国庫補助金	133,269	1,855	135,124
21. 地方創生臨時交付金	493,108	129,247	622,355
計	3,008,941	118,239	3,127,180

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
2.	老人福祉費負担金	1,968	老人福祉法第28条収入	1,968

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
3.	児童福祉使用料	1	子育てセンター使用料	1

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	社会福祉費負担金	93,937	障害者(児)自立支援給付費負担金	93,937

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	総務管理費補助金	16,727	既存観光拠点再生・高付加価値化推進事業費補助金	16,727
1.	社会福祉費補助金	△68	障害者地域生活支援事業費補助金	△68
3.	児童福祉費補助金	3,025	子ども・子育て支援事業費補助金	3,025
1.	道路橋りょう費補助金	△32,547	社会資本整備総合交付金 雪害対策事業費	△32,547 △32,547
1.	教育総務費補助金	1,855	学校保健特別対策事業費補助金	1,855
1.	地方創生臨時交付金	129,247	地方創生臨時交付金	129,247

(款) 17. 県支出金

(項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県負担金	1,626,922	46,969	1,673,891
3. 衛生費県負担金	1,000	344	1,344
計	1,629,958	47,313	1,677,271

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	33,866	450	34,316
2. 民生費県補助金	353,314	6,880	360,194
5. 農林水産業費県補助金	732,832	△33,288	699,544
9. 教育費県補助金	67,139	△19,092	48,047
13. ひょうご地域創生交付金	31,248	5,400	36,648
計	1,263,483	△39,650	1,223,833

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	217,188	△7	217,181

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費負担金	46,969	障害者（児）自立支援給付費負担金	46,969
1. 保健衛生費負担金	344	養育医療事業費負担金	344

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費補助金	450	移住支援事業費補助金	450
1. 社会福祉費補助金	6,880	高齢期移行助成事業費補助金 医療費	133 133
		重度障害者医療費助成事業費補助金 医療費	1,500 1,500
		乳幼児等医療費助成事業費補助金 医療費	4,050 4,050
		高齢重度障害者医療費助成事業費補助金 医療費	1,000 1,000
		こども医療費助成事業費補助金	300
		通院医療費	300
		障害者地域生活支援事業費補助金	△34
		障害者自立支援利用者支援費補助金	△69
1. 農業費補助金	△33,288	数量調整円滑化推進事業費補助金	△386
		多面的機能支払交付金	△15,000
		地籍調査事業費補助金	3,806
		新規就農総合支援事業費補助金	2,250
		機構集積協力金	9,990
		雪害施設復旧補助事業費補助金	△33,948
6. 保健体育費補助金	△19,092	ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策事業交付金	△18,615
		オリンピック聖火リレー補助金	△477
1. ひょうご地域創生交付金	5,400	ひょうご地域創生交付金	5,400

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
5. 統計調査費委託金	△7	人口動態調査事務委託金	△7

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
計	292,758	△7	292,751

(款) 19. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費寄附金	0	1,000	1,000
8. 教育費寄附金	1,000	500	1,500
計	831,270	1,500	832,770

(款) 20. 繰入金

(項) 1. 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療事業特別会計繰入金	12,674	819	13,493
計	183,070	819	183,889

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,848,742	△110,000	1,738,742
13. 地域振興基金繰入金	418,620	△700	417,920
16. 公共施設整備基金繰入金	359,300	△33,600	325,700
計	2,986,332	△144,300	2,842,032

(款) 22. 諸収入

(項) 4. 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計
3. 農林水産業費受託事業収入	4,268	△4,268	0

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
4. 児童福祉費寄附金	1,000	児童福祉事業費寄附金	1,000
3. 中学校費寄附金	500	設備整備寄附金	500

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 後期高齢者医療事業特別会計繰入金	819	後期高齢者医療事業特別会計繰入金	819

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 財政調整基金繰入金	△110,000	財政調整基金繰入金	△110,000
1. 地域振興基金繰入金	△700	地域振興基金繰入金	△700
1. 公共施設整備基金繰入金	△33,600	公共施設整備基金繰入金	△33,600

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 農業費受託事業収入	△4,268	地籍調査事業収入	△4,268

(款) 22. 諸収入

(項) 4. 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計
計	13,946	△4,268	9,678

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	966,188	145,494	1,111,682
計	967,024	145,494	1,112,518

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務債	602,600	△16,800	585,800
8. 土木債	1,256,200	△2,800	1,253,400
9. 消防債	651,300	41,100	692,400

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 実 費 弁 償 金	△3,202	各種検診弁償金 健康診査 腹部超音波検査 歯周病検診 胃がん検診 子宮がん検診 肺がん検診 乳がん検診 大腸がん検診 前立腺がん検診 肝炎ウイルス検診	△3,202 △140 △476 △67 △270 △349 △609 △360 △152 △119 △660
3. 雑 入	148,696	参加者負担金 人権学習講座 兵庫県北部合同企業説明会出展 光熱水費等使用者負担金 旧奈佐小学校 旧港西小学校 建物共済負担金 旧奈佐小学校 旧港西小学校 事業協力金 公共事業円滑化推進協力金 返納金 兵庫県市町交通災害共済組合設立基金分配金 後期高齢者医療広域連合負担金返還金 精算金 シカ緊急捕獲拡大事業精算金	△2,030 △30 △2,000 810 507 303 43 7 36 4,268 4,268 141,166 107,837 33,329 4,439 4,439

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総 務 管 理 債	△16,800	城崎国際アートセンター整備事業債	△16,800
2. 道 路 橋 り ょ う 債	△2,800	除雪機械整備事業債	△2,800
1. 消 防 債	41,100	消防防災施設整備事業債 消火栓	41,100 4,800

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
(消 防 債)			
10. 教 育 債	380,200	△10,700	369,500
15. 過疎対策事業債(過疎地域持続的 発展特別事業分)	139,200	△3,500	135,700
計	4,621,500	7,300	4,628,800

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(消 防 債)		消防本部庁舎	36,300
6. 保 健 体 育 債	△10,700	保健体育施設整備事業債 城崎ボートセンター 豊岡総合体育館 日高小学校夜間照明	△10,700 △100 △9,700 △900
1. 過疎対策事業債（過疎地域持続的発展特別事業分）	△3,500	過疎対策事業債（過疎地域持続的発展特別事業分）	△3,500

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議 会 費	269,026	1,178	270,204				1,178
計	269,026	1,178	270,204				1,178

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	2,071,845	△7,681	2,064,164				△7,681
5. 財 産 管 理 費	1,372,629	108,290	1,480,919			108,690	△400
6. 企 画 費	475,204	421	475,625	450			△29
9. 環 境 政 策 推 進 費	123,680	53	123,733				53

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	409	人件費	1,178
			会計年度任用職員報酬	409
2. 給	料	409	パートタイム職員	409
			一般職給	409
3. 職 員 手 当 等		200	一般職員	409
			通勤手当	26
4. 共 済 費		160	期末手当	174
			健保、厚生年金保険料	160

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給	料	△2,250	人件費	△7,681
			一般職給	△2,250
3. 職 員 手 当 等		810	一般職員	△2,250
			扶養手当	△35
4. 共 済 費		△371	住居手当	141
			通勤手当	△195
18. 負担金、補助及び 交 付 金		△5,870	時間外勤務手当	1,063
			期末手当	△97
			勤勉手当	△102
			児童手当	35
			共済組合負担金	△371
			負担金	△5,870
			退職手当組合	△5,870
10. 需 用 費		453	基金管理費 【生活環境課】	107,837
			財政調整基金積立金	107,837
24. 積 立 金		107,837	財産管理費 【教育総務課】	453
			光熱水費	453
1. 報	酬	16	人件費	16
			会計年度任用職員報酬	16
10. 需 用 費		△30	作業員 (大交流課)	16
			定住推進事業費 【環境経済課】	600
17. 備 品 購 入 費		△165	補助金	600
			定住促進事業費	600
18. 負担金、補助及び 交 付 金		600	城崎国際アートセンター管理費 【大交流課】	△195
			消耗品費	△30
			事業用備品	△165
3. 職 員 手 当 等		53	人件費	53
			通勤手当	53

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10. コウノトリ野生復帰推進事業費	117,798	200	117,998				200
11. 情報管理費	205,822	84	205,906				84
12. 市民プラザ費	72,179	△975	71,204				△975
14. 竹野振興局費	31,454	△1,200	30,254	△660	△600		60
32. 地域コミュニティ推進費	395,381	△6,154	389,227		900		△7,054
34. 地方創生推進事業費	1,959,664	△9,250	1,950,414	18,624	△16,800	△7,500	△3,574

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	29	人件費	200	
3. 職員手当等	171	会計年度任用職員報酬	29	
		管理人 (コウノトリ共生課)	29	
		扶養手当	68	
		期末手当	13	
		児童手当	90	
3. 職員手当等	84	人件費	84	
		通勤手当	84	
18. 負担金、補助及び交付金	△975	市民プラザ管理費 【生涯学習課】	△975	
		負担金	△975	
		共益費	△975	
12. 委託料	△600	竹野振興局プロジェクト事業費 【竹野地域振興課】	△1,200	
		業務委託料	△600	
18. 負担金、補助及び交付金	△600	ホームページ作成業務		
		補助金	△600	
		竹野カニカニカーニバル事業費	△600	
3. 職員手当等	△12	人件費	△12	
		通勤手当	△12	
18. 負担金、補助及び交付金	△6,142	地域コミュニティ推進事業費 【コミュニティ政策課】	△6,142	
		補助金	△153	
		自治会活動保険加入	△153	
		交付金	△5,989	
		地域コミュニティ活性化交付金	△1,500	
		コミュニティづくり交付金	△4,489	
7. 報償費	△270	Uターン推進事業費 【環境経済課】	△2,500	
		業務委託料	△2,500	
8. 旅費	△3,336	兵庫県北部合同企業説明会運営業務		
10. 需用費	△180	城崎国際アートセンター事業費 【大交流課】	△458	
		費用弁償	△255	
		普通旅費	△203	
11. 役務費	△420	観光事業費 【大交流課】	△4,000	
		補助金	△4,000	
12. 委託料	△829	豊岡市ワーケーション推進事業費	△4,000	
13. 使用料及び賃借料	△265	海外戦略推進事業費 【大交流課】	3,121	
		事業委託料	3,121	
		海外プロモーション事業		
18. 負担金、補助及び交付金	△3,950	情報戦略推進事業費 【大交流課】	△2,061	
		報償金	△270	
		費用弁償	△199	
		普通旅費	△52	
		消耗品費	△180	
		手数料	△400	
		業務委託料	△700	
		レセプション業務		
		会場借上料	△260	

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(地方創生推進事業費)							
計	7,688,834	83,788	7,772,622	18,414	△16,500	101,190	△19,316

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 税務総務費	258,588	2,977	261,565				2,977
2. 賦課徴収費	63,501	249	63,750				249
計	322,089	3,226	325,315				3,226

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		アーティスト・クリエイター移住等促進事業費 【大交流課】 △104
		普通旅費 △104
		文化と教育の先端自治体連携事業費 【大交流課】 △208
		普通旅費 △203
		通行料 △3
		駐車料 △2
		コウノトリ育むお米ブランド化推進事業費 【農林水産課】 △3,040
		普通旅費 △2,320
		手数料 △20
		負担金 △700
		日本食レストランエキスポ △700
		新規就農総合支援事業費 【農林水産課】 750
		補助金 750
		新規就農者確保事業費 2,250
		若手農家支援事業費 △1,500
		豊岡農業スクール開校事業費 【農林水産課】 △750
		事業委託料 △750
		豊岡農業スクール開校事業

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	1,353	人件費 2,977
		会計年度任用職員報酬 1,353
2. 給料	384	パートタイム職員 1,353
		一般職給 384
3. 職員手当等	790	一般職員 384
		扶養手当 80
4. 共済費	450	住居手当 287
		通勤手当 △157
		時間外勤務手当 158
		期末手当 269
		勤勉手当 63
		児童手当 90
		共済組合負担金 194
		健保、厚生年金保険料 256
12. 委託料	249	賦課徴収事務費 【税務課】 249
		業務委託料 249
		申告支援システム改修業務

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 戸籍住民基本台帳費	258,170	1,436	259,606				1,436
計	258,170	1,436	259,606				1,436

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7. 兵庫県知事選挙費	39,759	△2,568	37,191				△2,568
計	221,009	△2,568	218,441				△2,568

(款) 2. 総務費

(項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7. 基幹統計調査費	150	△7	143	△7			
計	5,709	△7	5,702	△7			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会福祉総務費	1,109,723	△10,676	1,099,047				△10,676

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3. 職員手当等	1,436	人件費 扶養手当 通勤手当 時間外勤務手当	1,436 46 28 1,362

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3. 職員手当等	△2,554	人件費 通勤手当	△2,568 △18
4. 共済費	△14	時間外勤務手当 期末手当 健保、厚生年金保険料	△2,467 △69 △14

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
10. 需用費	△7	人口動態調査費 【市民課】 修繕料	△7 △7

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 給料	△221	人件費 一般職給	△563 △221
3. 職員手当等	△290	一般職員	△221

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(社会福祉総務費)							
7. 人権対策費	2,134	△110	2,024				△110
10. 医療費助成事業費	315,607	19,700	335,307	6,983		5,800	6,917
11. 健康福祉施設管理費	115,881	807	116,688		3,600		△2,793
15. 障害者総合支援事業費	2,121,160	188,350	2,309,510	140,735			47,615
計	3,867,824	198,071	4,065,895	147,718	3,600	5,800	40,953

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 老人福祉総務費	3,048,530	△4,495	3,044,035			33,329	△37,824

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
4. 共 済 費		△52	住居手当	△16
			期末手当	△89
27. 繰 出 金		△10,113	勤勉手当	△185
			共済組合負担金	△52
			国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 【市 民課】	△9,826
			国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	△9,826
			国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 【健 康増進課】	△287
			国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金	△287
18. 負担金、補助及び 交 付 金		△110	人権対策事業費 【生涯学習課】	△110
			補助金	△110
			豊岡人権擁護委員協議会豊岡市地区委員会	△110
19. 扶 助 費		19,700	高齢期移行助成事業費 【市民課】	200
			高齢期移行助成金	200
			重度障害者医療費助成事業費 【市民課】	3,000
			重度障害者医療助成金	3,000
			乳幼児等医療費助成事業費 【市民課】	10,000
			乳幼児等医療助成金	10,000
			高齢重度障害者医療費助成事業費 【市民課】	2,000
			高齢重度障害者医療助成金	2,000
			こども医療費助成事業費 【市民課】	4,500
			こども医療助成金	4,500
10. 需 用 費		807	立野庁舎管理費 【社会福祉課】	807
			光熱水費	807
12. 委 託 料		△225	障害者（児）自立支援給付事業費 【社会福祉課】	188,575
			グループホーム低所得利用者家賃助成支援費	700
19. 扶 助 費		188,575	障害福祉サービス費	187,875
			地域生活支援事業費 【社会福祉課】	△225
			事業委託料	△225
			スポーツ大会開催事業	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び 交 付 金		△6,442	後期高齢者医療事業費 【市民課】	△6,442
			負担金	△6,442
			後期高齢者医療広域連合事務費	△6,442

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(老人福祉総務費)							
2. 老人福祉事業費	129,076	9,192	138,268				9,192
3. 老人保護措置費	199,949	△9,870	190,079			1,968	△11,838
計	3,407,557	△5,173	3,402,384			35,297	△40,470

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	1,848,911	22,511	1,871,422	3,025		5,001	14,485

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
27. 繰出金		1,947	後期高齢者医療事業特別会計繰出金 【市民課・健康増進課】	1,947
			後期高齢者医療事業特別会計繰出金	1,947
18. 負担金、補助及び交付金		△450	外出支援サービス助成事業費 【高年介護課】	9,642
			外出支援サービス助成費	9,642
19. 扶助費		9,642	老人福祉事業費 【健康増進課】	△450
			補助金	△450
			玄さん元気教室奨励金	△450
19. 扶助費		△9,870	老人保護措置事業費 【高年介護課】	△9,870
			施設入所者措置費	△9,870

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		1,082	人件費	10,055
			会計年度任用職員報酬	1,082
2. 給料		△192	パートタイム職員	1,082
			一般職給	△192
3. 職員手当等		9,251	一般職員	△192
			通勤手当	216
4. 共済費		△86	時間外勤務手当	9,638
			期末手当	△522
10. 需用費		290	勤勉手当	△81
			共済組合負担金	△207
12. 委託料		8,535	健保、厚生年金保険料	121
18. 負担金、補助及び交付金		56	児童福祉総務費 【こども育成課】	3,575
			国県負担金等精算返納金	3,575
			国庫負担金精算返納金	3,158
			県負担金等返納金	417
22. 償還金、利子及び割引料		3,575	児童手当給付事務費 【市民課】	3,025
			業務委託料	3,025
			児童手当システム改修業務	
			子育て支援総合拠点等施設管理費 【こども育成課】	5,856
			光熱水費	290
			維持管理委託料	97
			清掃管理	
			運営委託料	5,413
			指定管理料（子育て支援総合拠点等施設）	
			負担金	56
			共益費	56

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 放課後児童クラブ運営費	272,549	12,832	285,381				12,832
5. 公立保育所費	663,049	△53,693	609,356				△53,693
6. 母子・父子福祉費	31,273	△614	30,659				△614
計	5,190,889	△18,964	5,171,925	3,025		5,001	△26,990

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健衛生総務費	421,860	182	422,042			580	△398

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	12,900	人件費	12,832	
3. 職員手当等	△102	会計年度任用職員報酬	12,900	
4. 共済費	34	補助員(こども育成課)	12,900	
		通勤手当	38	
		期末手当	△140	
		健保、厚生年金保険料	34	
1. 報酬	△368	人件費	△53,693	
2. 給料	△36,623	会計年度任用職員報酬	△368	
3. 職員手当等	△8,801	パートタイム職員	△368	
		一般職給	△36,623	
4. 共済費	△7,901	一般職員	△3,618	
		会計年度任用職員	△33,005	
		扶養手当	76	
		住居手当	△231	
		通勤手当	△1,484	
		期末手当	△7,214	
		勤勉手当	△68	
		児童手当	120	
		共済組合負担金	△997	
		健保、厚生年金保険料	△6,720	
		学校共済組合負担金	△184	
2. 給料	△164	人件費	△614	
3. 職員手当等	△428	一般職給	△164	
		一般職員	△164	
4. 共済費	△22	通勤手当	△29	
		管理職手当	△287	
		期末手当	△64	
		勤勉手当	△48	
		共済組合負担金	△22	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	△542	人件費	182	
2. 給料	△49	会計年度任用職員報酬	△542	
		パートタイム職員	△542	
3. 職員手当等	861	一般職給	△49	
		一般職員	△49	
4. 共済費	△88	通勤手当	△32	
		時間外勤務手当	893	
		健保、厚生年金保険料	△88	

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 生涯健康推進費	257,367	△2,712	254,655	344		△2,963	△93
3. 予防費	775,411	△484	774,927	△3,260			2,776
9. 診療所費	88,202	△95	88,107				△95
10. 水道費	331,354	△8,994	322,360				△8,994
計	4,681,619	△12,103	4,669,516	△2,916		△2,383	△6,804

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 清掃総務費	13,264	160	13,424				160
2. 塵芥処理費	481,289	△7,246	474,043				△7,246
計	524,693	△7,086	517,607				△7,086

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
12. 委託料	△3,284	健康診査事業費 【健康増進課】	△2,955	
		業務委託料	△3,064	
22. 償還金、利子及び割引	572	すこやか市民健診業務		
		国県負担金等精算返納金	109	
		兵庫県後期高齢者医療広域連合補助金返納金	109	
		母子保健事業費 【健康増進課】	463	
		国県負担金等精算返納金	463	
		国庫負担金返納金	463	
		歩いて暮らすまちづくり推進事業費 【健康増進課】	△220	
		業務委託料	△220	
		歩数集計アプリ機能強化業務		
10. 需用費	△245	予防接種事業費 【健康増進課】	2,776	
		予防接種費用助成金	324	
12. 委託料	△3,015	国県負担金等精算返納金	2,452	
		国庫負担金返納金	2,452	
19. 扶助費	324	感染症対策事業費 【健康増進課】	△3,260	
		消耗品費	△245	
22. 償還金、利子及び割引	2,452	業務委託料	△3,015	
		自宅待機者配食等業務		
27. 繰出金	△95	診療所事業特別会計繰出金 【健康増進課】	△95	
		診療所事業特別会計繰出金	△95	
18. 負担金、補助及び交付金	△8,994	水道事業会計負担金 【水道課】	△8,994	
		負担金	△8,994	
		水道事業会計	△8,994	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等	160	人件費	160	
		扶養手当	60	
		期末手当	10	
		児童手当	90	
18. 負担金、補助及び交付金	△7,246	塵芥処理事業費 【生活環境課】	△7,246	
		負担金	△7,246	
		北但行政事務組合	△7,246	

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 農業総務費	165,735	39	165,774				39
3. 農業振興費	682,887	△69,182	613,705	△39,344		△561	△29,277
5. 農地費	497,927	10,623	508,550	3,806			6,817
計	1,433,195	△58,520	1,374,675	△35,538		△561	△22,421

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 商工総務費	84,092	1,410	85,502				1,410

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		39	人件費	39
			扶養手当	39
7. 報償費		△480	農業振興事業費 【農林水産課】	△53,252
10. 需用費		△275	消耗品費	△55
			燃料費	△10
			修繕料	△210
11. 役務費		△111	通信運搬費	△111
			負担金	△1,280
			但馬まるごと感動市実行委員会	△1,280
18. 負担金、補助及び交付金		△68,316	補助金	△51,586
			雪害施設復旧事業費	△51,586
			有害鳥獣駆除対策事業費 【農林水産課】	△4,440
			負担金	△4,440
			シカ緊急捕獲拡大事業費	△4,440
			多面的機能支払事業費 【農林水産課】	△20,000
			交付金	△20,000
			長寿命化活動交付金	△20,000
			人・農地プラン推進事業費 【農林水産課】	9,990
			補助金	9,990
			機構集積協力金	9,990
			豊岡市農業ビジョン推進事業費 【農林水産課】	△1,480
			報償金	△480
			補助金	△1,000
			美しい農村プロジェクト推進事業費	△1,000
3. 職員手当等		490	人件費	490
			通勤手当	65
7. 報償費		280	時間外勤務手当	425
12. 委託料		9,853	地籍調査事業費 【地籍調査課】	10,133
			報償金	280
			業務委託料	9,853
			地籍調査業務	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		747	人件費	1,410
			一般職給	747
3. 職員手当等		389	一般職員	747
			住居手当	129
4. 共済費		274	時間外勤務手当	△50
			期末手当	177
			勤勉手当	133

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(商工総務費)							
2. 商工振興費	1,257,120	△2,945	1,254,175	180,814			△183,759
5. 観光費	241,727	△24,342	217,385	△38,393			14,051
計	1,929,032	△25,877	1,903,155	142,421			△168,298

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 土木総務費	265,572	△278	265,294				△278
4. 排水機樋門管理費	95,916	268	96,184				268
計	716,302	△10	716,292				△10

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
			共済組合負担金 274
3. 職員手当等	△325		人件費 △325 時間外勤務手当 △325
18. 負担金、補助及び交付金	△2,620		中小企業金融対策事業費 【環境経済課】 △1,020 利子補給金 △1,020 中小企業融資資金 △1,020 企業誘致推進事業費 【環境経済課】 △1,600 補助金 △1,600 雇用奨励金 △1,600
1. 報酬	△280		人件費 222 会計年度任用職員報酬 △280
3. 職員手当等	545		パートタイム職員 △280 時間外勤務手当 545
4. 共済費	△43		健保、厚生年金保険料 △43 観光事業費 【大交流課】 △24,476
8. 旅費	△88		印刷製本費 △408 業務委託料 419
10. 需用費	△408		テレワーク拠点運営管理業務 テレワーク拠点WEBページ制作業務
12. 委託料	△168		事業委託料 △587 大道芸パフォーマンス公演事業
18. 負担金、補助及び交付金	△23,900		補助金 △23,900 観光地魅力強化事業費 △23,900 山陰海岸ジオパーク推進事業費 【大交流課】 △88 普通旅費 △88

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 給料	△297		人件費 △278 一般職給 △297
3. 職員手当等	128		一般職員 △297 住居手当 △32
4. 共済費	△109		時間外勤務手当 87 期末手当 13 児童手当 60 共済組合負担金 △109
3. 職員手当等	268		人件費 268 時間外勤務手当 268

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 道路橋りょう総務費	129,788	△168	129,620				△168
3. 道路新設改良費	145,537	3,488	149,025				3,488
4. 雪害対策費	281,134	158,878	440,012	△32,547	△2,800		194,225
計	1,755,404	162,198	1,917,602	△32,547	△2,800		197,545

(款) 8. 土木費

(項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 都市計画総務費	331,722	244	331,966				244
8. 下水道費	2,537,632	△13,477	2,524,155				△13,477
計	2,965,598	△13,233	2,952,365				△13,233

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 常備消防費	1,064,220	85	1,064,305				85

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		△168	人件費 住居手当	△168 △168
3. 職員手当等		3,488	人件費 時間外勤務手当	3,488 3,488
3. 職員手当等		750	人件費 時間外勤務手当	750 750
12. 委託料		170,600	雪害対策事業費 【建設課】 業務委託料	158,128 170,600
17. 備品購入費		△12,472	除雪業務 事業用備品	△12,472

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		244	人件費 一般職給	244 244
3. 職員手当等		△42	一般職員 住居手当	244 △141
4. 共済費		42	期末手当 勤勉手当 共済組合負担金	57 42 42
18. 負担金、補助及び 交付金		△13,477	下水道事業会計負担金 【下水道課】 負担金 下水道事業会計	△13,477 △13,477 △13,477

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		279	人件費 扶養手当	279 31
8. 旅費		△152	通勤手当 児童手当	△67 315

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(常備消防費)							
3. 消防施設費	817,302	4,320	821,622		41,100	△36,600	△180
計	2,298,044	4,405	2,302,449		41,100	△36,600	△95

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 事務局費	388,991	△1,414	387,577				△1,414
5. 学校振興費	160,728	△24,287	136,441				△24,287
6. 特別支援教育費	143,980	△4,157	139,823				△4,157

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び 交付金	△42	職員研修費 【消防本部】	△101	
		特別旅費	△101	
		一般管理費 【消防本部】	△42	
		負担金	△42	
		会議等出席	△42	
		消防活動事業費 【消防本部】	△51	
		普通旅費	△51	
12. 委託料	△165	消火栓管理費 【防災課】	4,694	
		負担金	4,694	
14. 工事請負費	△203	新設改良工事費	4,838	
		消火用水	△144	
17. 備品購入費	△6	消防本部庁舎整備事業費 【消防本部】	△374	
		投資委託料	△165	
18. 負担金、補助及び 交付金	4,694	施工監理		
		整備工事費	△203	
		庁舎		
		庁用備品	△6	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	△1,143	人件費	△1,414	
		会計年度任用職員報酬	△1,143	
2. 給料	△202	パートタイム職員	△1,143	
		一般職給	△202	
3. 職員手当等	190	一般職員	△202	
		住居手当	△233	
4. 共済費	△259	通勤手当	△56	
		時間外勤務手当	690	
		期末手当	△211	
		共済組合負担金	△42	
		健保、厚生年金保険料	△217	
1. 報酬	△20,403	人件費	△24,287	
		会計年度任用職員報酬	△20,403	
3. 職員手当等	△703	パートタイム職員	△20,403	
		通勤手当	△504	
4. 共済費	△3,181	期末手当	△199	
		健保、厚生年金保険料	△3,181	
1. 報酬	△2,933	人件費	△4,157	
		会計年度任用職員報酬	△2,933	
3. 職員手当等	△658	パートタイム職員	△2,933	

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(特別支援教育費)							
計	922,849	△29,858	892,991				△29,858

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 小学校管理費	491,824	3,648	495,472	△21			3,669
2. 小学校教育振興費	82,980	7,771	90,751				7,771
計	751,804	11,419	763,223	△21			11,440

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 中学校管理費	219,130	1,650	220,780	575		500	575

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
4. 共 済 費		△566	通勤手当	△284
			期末手当	△374
			健保、厚生年金保険料	△566

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報 酬		△1,143	人件費	△1,549
			会計年度任用職員報酬	△1,143
3. 職 員 手 当 等		△208	パートタイム職員	△1,143
			期末手当	△208
4. 共 済 費		△198	健保、厚生年金保険料	△198
10. 需 用 費		829	学校施設管理費 【教育総務課】	5,197
			消耗品費	816
			印刷製本費	3
11. 役 務 費		613	修繕料	10
			通信運搬費	23
12. 委 託 料		4,678	手数料	590
			業務委託料	4,678
14. 工 事 請 負 費		△2,715	ネットワーク設定変更業務	
			物品移転業務	
17. 備 品 購 入 費		1,792	整備工事費	△2,715
			各小学校	
			事業用備品	1,792
19. 扶 助 費		7,771	要保・準要保護児童関係事業費 【こども教育課】	7,771
			就学援助費	7,771

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需 用 費		510	学校運営事業費 【こども教育課】	500
			クラブ活動備品	500
17. 備 品 購 入 費		1,140	学校施設管理費 【教育総務課】	1,150
			消耗品費	510

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(中学校管理費)							
2. 中学校教育振興費	64,753	5,750	70,503				5,750
計	366,883	7,400	374,283	575		500	6,325

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 幼稚園費	304,708	△7,559	297,149				△7,559
計	304,708	△7,559	297,149				△7,559

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会教育総務費	139,202	△43	139,159				△43
2. 人権教育費	9,916	△419	9,497			△30	△389
4. 青少年教育費	11,064	△224	10,840				△224

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			事業用備品	640
19. 扶 助 費		5,750	要保・準要保護生徒関係事業費 【こども教育課】 就学援助費	5,750 5,750

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報 酬		△1,873	人件費	△7,559
			会計年度任用職員報酬	△1,873
2. 給 料		△3,283	パートタイム職員	△1,873
			一般職給	△3,283
3. 職 員 手 当 等		△1,211	会計年度任用職員	△3,283
			通勤手当	△208
4. 共 済 費		△1,192	期末手当	△1,003
			健保、厚生年金保険料	△1,026
			学校共済組合負担金	△166

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職 員 手 当 等		377	人件費	377
			時間外勤務手当	377
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金		△420	社会教育総務費 【生涯学習課】	△420
			補助金	△420
			豊岡市女性連絡協議会	△420
10. 需 用 費		△40	人権教育推進事業費 【生涯学習課】	△419
			消耗品費	△40
11. 役 務 費		△11	保険料	△11
			補助金	△368
18. 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金		△368	豊岡市人権教育推進協議会	△368
7. 報 償 費		△224	放課後子ども教室推進事業費 【こども育成課】	△224

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(青少年教育費)							
6. 図書館費	177,115	305	177,420				305
7. 市民会館等管理費	97,251	1,035	98,286				1,035
15. 新文化会館整備費	0	3,200	3,200			3,000	200
計	806,926	3,854	810,780			2,970	884

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健体育総務費	175,972	△34,461	141,511	△21,292	△8,300		△4,869

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			報償金	△224
2. 給料	80	人件費	305	
3. 職員手当等	184	一般職給	80	
		一般職員	80	
		扶養手当	△39	
4. 共済費	41	通勤手当	91	
		管理職手当	105	
		期末手当	12	
		勤勉手当	15	
		共済組合負担金	41	
1. 報酬	676	人件費	1,035	
		会計年度任用職員報酬	676	
3. 職員手当等	213	パートタイム職員	676	
		通勤手当	40	
4. 共済費	146	期末手当	173	
		健保、厚生年金保険料	146	
7. 報償費	30	新文化会館整備事業費 【新文化会館整備推進室】	3,200	
		報償金	30	
8. 旅費	55	普通旅費	55	
		消耗品費	33	
10. 需用費	57	修繕料	24	
		通信運搬費	22	
11. 役務費	22	業務委託料	3,003	
		地歴調査		
12. 委託料	3,003	通行料	28	
		駐車料	5	
13. 使用料及び賃借料	33			

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	△418	人件費	△2,241	
		委員報酬	△418	
2. 給料	△653	スポーツ推進委員	△418	
		一般職給	△653	
3. 職員手当等	△928	一般職員	△653	
		扶養手当	△180	
4. 共済費	△242	住居手当	△126	
		通勤手当	△29	
7. 報償費	△210	期末手当	△196	
		勤勉手当	△117	

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(保健体育総務費)							
4. 体育館費	65,144	△10,177	54,967		△9,800		△377

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
8. 旅 費	△339	児童手当	△280	
		共済組合負担金	△242	
10. 需用 費	△904	保健体育総務費 【スポーツ振興課】	△1,111	
		費用弁償	△100	
11. 役 務 費	△1,841	普通旅費	△2	
		通行料	△9	
12. 委 託 料	△1,726	補助金	△1,000	
		豊岡市体育協会	△1,000	
13. 使用料及び賃借料	△19,263	生涯スポーツ振興事業費 【スポーツ振興課】	△1,319	
		消耗品費	△40	
17. 備 品 購 入 費	△15	食糧費	△36	
		事業委託料	△660	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△7,922	スポーツ教室開催事業		
		会場借上料	△83	
		補助金	△500	
		各種大会派遣費	△500	
		スポーツフェスティバル開催事業費 【スポーツ振興 課】	△847	
		報償金	△210	
		消耗品費	△150	
		食糧費	△80	
		印刷製本費	△150	
		会場借上料	△133	
		機器借上料	△124	
		学校開放事業費 【スポーツ振興課】	△1,000	
		投資委託料	△1,000	
		設計監理		
		ボート推進事業費 【スポーツ振興課】	△220	
		負担金	△220	
		ボート所在市町村協議会	△220	
		オリンピック・パラリンピック推進事業費 【スポー ツ振興課】	△27,723	
		費用弁償	△204	
		普通旅費	△33	
		消耗品費	△448	
		通信運搬費	△445	
		手数料	△348	
		筆耕翻訳料	△600	
		保険料	△448	
		業務委託料	△66	
		館内除菌業務		
		建物借上料	△18,643	
		用品借上料	△271	
		事業用備品	△15	
		負担金	△6,202	
		東京2020オリンピック聖火リレー豊岡市実行委員 会	△6,202	
12. 委 託 料	△10,166	豊岡総合体育館管理費 【スポーツ振興課】	△10,068	
		投資委託料	△10,000	
17. 備 品 購 入 費	△11	実施設計		
		業務委託料	△68	
		自家発電設備負荷試験業務		

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(体育館費)							
7. 学校給食共同調理所費	380,220	△10,886	369,334				△10,886
計	1,098,680	△55,524	1,043,156	△21,292	△18,100		△16,132

(款) 12. 公債費

(項) 1. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 元金	6,680,360	4,863	6,685,223				4,863
2. 利子	255,897	△17,010	238,887				△17,010
計	6,936,575	△12,147	6,924,428				△12,147

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			城崎ボートセンター管理費 【スポーツ振興課】	△11
			事業用備品	△11
			日高文化体育館管理費 【スポーツ振興課】	△98
			業務委託料	△98
			自家発電設備負荷試験業務	
1. 報酬		△1,379	人件費	△1,902
			会計年度任用職員報酬	△1,379
3. 職員手当等		△251	パートタイム職員	△1,379
			扶養手当	△136
4. 共済費		△272	通勤手当	△148
			時間外勤務手当	320
12. 委託料		△7,437	期末手当	△187
			児童手当	△100
14. 工事請負費		△1,547	健保、厚生年金保険料	△272
			給食センター管理費 【教育総務課】	△8,984
			投資委託料	△268
			設計	
			業務委託料	△7,169
			給食配送業務	
			整備工事費	△1,547
			豊岡学校給食センター	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
22. 償還金、利子及び割引		4,863	市債元金 【財政課】	4,863
			市債元金	4,863
22. 償還金、利子及び割引		△17,010	市債利子 【財政課】	△17,010
			市債利子	△17,010

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費				計 (千円)	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	その他 の手当 (千円)				
補正後	長 等	4		33,301	11,783 (4.45月分)	45,084	8,035	53,119	
	議 員	24	105,012		44,784 (4.45月分)	149,796	34,338	184,134	
	その他の 特別職	2,882	107,758			107,758	486	108,244	
	計	2,910	212,770	33,301	56,567	302,638	42,859	345,497	
補正前	長 等	4		33,301	11,783 (4.45月分)	45,084	8,035	53,119	
	議 員	24	105,012		44,784 (4.45月分)	149,796	34,338	184,134	
	その他の 特別職	2,882	108,176			108,176	486	108,662	
	計	2,910	213,188	33,301	56,567	303,056	42,859	345,915	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0	△ 418	0	0	△ 418	0	△ 418	
	計	0	△ 418	0	0	△ 418	0	△ 418	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)					
補正後	(993) 855	1,211,406	3,014,210	2,202,818	6,428,434	1,205,701	7,634,135		
補正前	(988) 869	1,225,005	3,056,280	2,198,343	6,479,628	1,219,150	7,698,778		
比 較	(5) △ 14	△ 13,599	△ 42,070	4,475	△ 51,194	△ 13,449	△ 64,643		

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	105,273	38,969	117,945	2,736	12,576
	補正前	105,263	39,359	120,527	2,736	12,576
	比 較	10	△ 390	△ 2,582	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	336,796	34,580	10,092	48	101,756
	補正前	319,574	34,580	10,092	48	101,938
	比 較	17,222	0	0	0	△ 182
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後	700	908,222	480,985	52,140	
	補正前	700	917,897	481,333	51,720	
	比 較	0	△ 9,675	△ 348	420	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(795)		2,898,556	1,923,706	4,822,262	966,393	5,788,655	
補 正 前	(795)		2,904,338	1,907,416	4,811,754	968,234	5,779,988	
比 較	(0)		△ 5,782	16,290	10,508	△ 1,841	8,667	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	105,273	38,969	67,874	2,736	12,576
	補 正 前	105,263	39,359	67,943	2,736	12,576
	比 較	10	△ 390	△ 69	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	336,796	34,580	10,092	48	101,756
	補 正 前	319,574	34,580	10,092	48	101,938
	比 較	17,222	0	0	0	△ 182
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補 正 後	700	679,181	480,985	52,140	
	補 正 前	700	679,554	481,333	51,720	
	比 較	0	△ 373	△ 348	420	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(993 60)	1,211,406	115,654	279,112	1,606,172	239,308	1,845,480	
補 正 前	(988 74)	1,225,005	151,942	290,927	1,667,874	250,916	1,918,790	
比 較	(5 △ 14)	△ 13,599	△ 36,288	△ 11,815	△ 61,702	△ 11,608	△ 73,310	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			50,071		
	補 正 前			52,584		
	比 較			△ 2,513		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補 正 後		229,041			
	補 正 前		238,343			
	比 較		△ 9,302			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 42,070	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 42,070	職員の変動によるもの △ 42,070 千円	
職員手当	4,475	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	4,475	扶養手当 10 千円 住居手当 △ 390 千円 通勤手当 △ 2,582 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 17,222 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 宿日直手当 千円 管理職手当 △ 182 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 △ 9,675 千円 勤勉手当 △ 348 千円 児童手当 420 千円	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債	35,266,845	32,433,342	3,665,100	10,800
(1) 総 務	5,540,700	4,702,690	602,600	△ 16,800
(6) 土 木	7,478,743	7,083,294	1,507,900	△ 2,800
(7) 消 防	3,308,291	3,530,437	656,300	41,100
(8) 教 育	8,846,928	8,303,927	562,000	△ 10,700
3. そ の 他 債	16,330,391	16,217,266	1,396,700	△ 3,500
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	15,524,237	15,318,254	1,257,500	
(5) 過 疎 対 策 事 業 債 (過疎地域持続的発展特別事業分)	440,400	436,868	139,200	△ 3,500
合 計	51,925,386	48,966,556	5,071,200	7,300

(単位 千円)

度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額					
補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額
3,675,900	5,147,515		5,147,515	30,950,927	10,800	30,961,727
585,800	862,612		862,612	4,442,678	△ 16,800	4,425,878
1,505,100	1,110,191		1,110,191	7,481,003	△ 2,800	7,478,203
697,400	548,651		548,651	3,638,086	41,100	3,679,186
551,300	1,447,158		1,447,158	7,418,769	△ 10,700	7,408,069
1,393,200	1,502,669	4,863	1,507,532	16,111,297	△ 8,363	16,102,934
1,257,500	1,293,595	4,863	1,298,458	15,282,159	△ 4,863	15,277,296
135,700	150,532		150,532	425,536	△ 3,500	422,036
5,078,500	6,680,360	4,863	6,685,223	47,357,396	2,437	47,359,833

歳入補正予算総括表

	款 名 称	補正前の額	補 正 額	計
14	分 担 金 及 び 負 担 金	190,794	1,968	192,762
15	使 用 料 及 び 手 数 料	756,106	1	756,107
16	国 庫 支 出 金	5,944,789	212,176	6,156,965
17	県 支 出 金	3,186,199	7,656	3,193,855
19	寄 附 金	831,270	1,500	832,770
20	繰 入 金	3,169,402	△ 143,481	3,025,921
22	諸 収 入	1,554,468	141,226	1,695,694
23	市 債	4,621,500	7,300	4,628,800
歳 入 合 計		50,423,444	228,346	50,651,790

(単位 千円)

主 な 内 容			
老人福祉法第28条収入	1,968		
子育てセンター	1		
障害者(児)自立支援給付費	93,937	既存観光拠点再生・高付加価値化推進事業費	16,727
障害者地域生活支援事業費	△ 68	子ども・子育て支援事業費	3,025
社会資本整備総合交付金	△ 32,547	学校保健特別対策事業費	1,855
地方創生臨時交付金	129,247		
障害者(児)自立支援給付費	46,969	養育医療事業費	344
移住支援事業費	450	高齢期移行助成事業費	133
重度障害者医療費助成事業費	1,500	乳幼児等医療費助成事業費	4,050
高齢重度障害者医療費助成事業費	1,000	こども医療費助成事業費	300
障害者地域生活支援事業費	△ 34	障害者自立支援利用者支援費	△ 69
数量調整円滑化推進事業費	△ 386	多面的機能支払交付金	△ 15,000
地籍調査事業費	3,806	新規就農総合支援事業費	2,250
機構集積協力金	9,990	雪害施設復旧補助事業費	△ 33,948
ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策事業交付金	△ 18,615	オリンピック聖火リレー事業費	△ 477
ひょうご地域創生交付金	5,400	人口動態調査事務	△ 7
児童福祉事業費寄附金	1,000	設備整備寄附金	500
後期高齢者医療事業特別会計	819	財政調整基金	△ 110,000
地域振興基金	△ 700	公共施設整備基金	△ 33,600
地籍調査事業収入	△ 4,268	各種検診弁償金	△ 3,202
参加者負担金	△ 2,030	光熱水費等使用者負担金	810
建物共済負担金	43	事業協力金	4,268
返納金	141,166	精算金	4,439
城崎国際アートセンター整備事業債	△ 16,800	除雪機械整備事業債	△ 2,800
消防防災施設整備事業債	41,100	保健体育施設整備事業債	△ 10,700
過疎対策事業債 (過疎地域持続的発展特別事業分)	△ 3,500		

歳出補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
1	議 会 費	269,026	1,178	270,204
2	総 務 費	8,521,105	85,875	8,606,980
3	民 生 費	13,341,889	173,934	13,515,823
4	衛 生 費	5,206,312	△ 19,189	5,187,123
6	農 林 水 産 業 費	1,734,434	△ 58,520	1,675,914
7	商 工 費	1,929,032	△ 25,877	1,903,155
8	土 木 費	5,720,811	148,955	5,869,766
9	消 防 費	2,298,044	4,405	2,302,449

(単位 千円)

主 な 内 容			
議会費 (人件費)	1,178		
人件費	△ 5,495	基金管理費	107,837
財産管理費	453	定住推進事業費	600
城崎国際アートセンター管理費	△ 195	市民プラザ管理費	△ 975
竹野振興局プロジェクト事業費	△ 1,200	地域コミュニティ推進事業費	△ 6,142
Uターン推進事業費	△ 2,500	城崎国際アートセンター事業費	△ 458
観光事業費	△ 4,000	海外戦略推進事業費	3,121
情報戦略推進事業費	△ 2,061	アーティスト・クリエイター移住等促進事業費	△ 104
文化と教育の先端自治体連携事業費	△ 208	コウノトリ育むお米ブランド化推進事業費	△ 3,040
新規就農総合支援事業費	750	豊岡農業スクール開校事業費	△ 750
賦課徴収事務費	249	人口動態調査費	△ 7
人件費	△ 31,983	国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 繰出金	△ 9,826
国民健康保険事業特別会計 (直診勘定) 繰出金	△ 287	人権対策事業費	△ 110
高齢期移行助成事業費	200	重度障害者医療費助成事業費	3,000
乳幼児等医療費助成事業費	10,000	高齢重度障害者医療費助成事業費	2,000
こども医療費助成事業費	4,500	立野庁舎管理費	807
障害者 (児) 自立支援給付事業費	188,575	地域生活支援事業費	△ 225
後期高齢者医療事業費	△ 6,442	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	1,947
外出支援サービス助成事業費	9,642	老人福祉事業費	△ 450
老人保護措置事業費	△ 9,870	児童福祉総務費	3,575
児童手当給付事務費	3,025	子育て支援総合拠点等施設管理費	5,856
人件費	342	健康診査事業費	△ 2,955
母子保健事業費	463	歩いて暮らすまちづくり推進事業費	△ 220
予防接種事業費	2,776	感染症対策事業費	△ 3,260
診療所事業特別会計繰出金	△ 95	水道事業会計負担金	△ 8,994
塵芥処理事業費	△ 7,246		
人件費	529	農業振興事業費	△ 53,252
有害鳥獣駆除対策事業費	△ 4,440	多面的機能支払事業費	△ 20,000
人・農地プラン推進事業費	9,990	豊岡市農業ビジョン推進事業費	△ 1,480
地籍調査事業費	10,133		
人件費	1,307	中小企業金融対策事業費	△ 1,020
企業誘致推進事業費	△ 1,600	観光事業費	△ 24,476
山陰海岸ジオパーク推進事業費	△ 88		
人件費	4,304	雪害対策事業費	158,128
下水道事業会計負担金	△ 13,477		
人件費	279	職員研修費	△ 101
一般管理費	△ 42	消防活動事業費	△ 51
消火栓管理費	4,694	消防本部庁舎整備事業費	△ 374

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
10	教 育 費	4,251,850	△ 70,268	4,181,582
12	公 債 費	6,936,575	△ 12,147	6,924,428
歳 出 合 計		50,423,444	228,346	50,651,790

主 な 内 容			
人件費	△ 41,392	学校施設管理費（小）	5,197
要保・準要保護児童関係事業費	7,771	学校運営事業費	500
学校施設管理費（中）	1,150	要保・準要保護生徒関係事業費	5,750
社会教育総務費	△ 420	人権教育推進事業費	△ 419
放課後子ども教室推進事業費	△ 224	新文化会館整備事業費	3,200
保健体育総務費	△ 1,111	生涯スポーツ振興事業費	△ 1,319
スポーツフェスティバル開催事業費	△ 847	学校開放事業費	△ 1,000
ボート推進事業費	△ 220	オリンピック・パラリンピック推進事業費	△ 27,723
豊岡総合体育館管理費	△ 10,068	城崎ボートセンター管理費	△ 11
日高文化体育館管理費	△ 98	給食センター管理費	△ 8,984
元金	4,863	利子	△ 17,010

歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
1	報 酬	1,438,193	△ 14,017	1,424,176
2	給 料	3,089,581	△ 42,070	3,047,511
3	職 員 手 当 等	2,254,910	4,475	2,259,385
4	共 済 費	1,262,763	△ 13,449	1,249,314
7	報 償 費	334,945	△ 874	334,071
8	旅 費	87,085	△ 3,860	83,225
10	需 用 費	1,681,277	857	1,682,134
11	役 務 費	418,452	△ 1,748	416,704
12	委 託 料	4,185,368	169,303	4,354,671
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	436,491	△ 19,495	416,996
14	工 事 請 負 費	3,763,386	△ 4,465	3,758,921
17	備 品 購 入 費	302,353	△ 9,737	292,616
18	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	10,960,228	△ 152,494	10,807,734
19	扶 助 費	7,103,807	221,892	7,325,699
22	償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料	7,102,492	△ 5,548	7,096,944
24	積 立 金	1,145,917	107,837	1,253,754
27	繰 出 金	2,761,276	△ 8,261	2,753,015
歳 出 合 計		50,423,444	228,346	50,651,790

歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
1	人 件 費	8,574,311	△ 71,047	8,503,264
2	物 件 費	6,192,633	159,721	6,352,354
4	扶 助 費	7,103,807	221,982	7,325,789
5	補 助 費 等	11,566,369	△ 146,196	11,420,173
(1)	負 担 金 ・ 寄 附 金 補 助 金 ・ 交 付 金	10,533,868	△ 144,828	10,389,040
(2)	そ の 他	1,032,501	△ 1,368	1,031,133
6	普 通 建 設 事 業 費	5,255,607	△ 23,543	5,232,064
(1)	補 助 事 業 費	2,061,007	24,528	2,085,535
(2)	単 独 事 業 費	3,194,600	△ 48,071	3,146,529
9	公 債 費	6,936,257	△ 12,147	6,924,110
(1)	元 利 償 還 費	6,933,257	△ 12,147	6,921,110
(7)	元 金	6,680,360	4,863	6,685,223
(4)	利 子	252,897	△ 17,010	235,887
10	積 立 金	1,145,917	107,837	1,253,754
13	繰 出 金	2,761,276	△ 8,261	2,753,015
歳 出 合 計		50,423,444	228,346	50,651,790

一般会計投資的経費一覧

< 普通建設事業 >

(単位:千円)

事業名	予算額	特 定 財 源			一般財源	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他		
総務費	観光事業費		16,727	△ 16,800		73
	小 計		16,727	△ 16,800		73
土木費	雪害対策事業費	△ 12,472	△ 8,731	△ 2,800		△ 941
	小 計	△ 12,472	△ 8,731	△ 2,800		△ 941
消防費	消火栓管理費	4,838		4,800		38
	消防本部庁舎整備事業費	△ 368		36,300	△ 36,600	△ 68
	小 計	4,470		41,100	△ 36,600	△ 30
教育費	学校施設管理費（小学校）	△ 2,715				△ 2,715
	学校開放事業費	△ 1,000		△ 900		△ 100
	豊岡総合体育館管理費	△ 10,000		△ 9,700		△ 300
	城崎ポートセンター管理費	△ 11		△ 100		89
	給食センター管理費	△ 1,815				△ 1,815
	小 計	△ 15,541		△ 10,700		△ 4,841
	合 計	△ 23,543	7,996	10,800	△ 36,600	△ 5,739

一般会計地方債の内訳

(単位：千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
合併特例事業債 (充当率 95%)	除雪機械整備事業	除雪機械整備	△ 2,600
小 計			△ 2,600
緊急防災・減災 事業債 (充当率 100%)	消防防災施設整備事業	消火栓整備	4,800
		消防本部庁舎整備	36,300
小 計			41,100
公共施設等適正 管理推進事業債 (充当率 90%)	保健体育施設整備事業	豊岡総合体育館整備	△ 9,700
		日高小学校夜間照明整備	△ 900
小 計			△ 10,600
過疎対策事業債 (充当率 100%)	城崎アートセンター整備事業	城崎アートセンター整備	△ 16,800
	除雪機械整備事業	除雪機械整備	△ 200
	保健体育施設整備事業	城崎ボートセンター整備	△ 100
小 計			△ 17,100
過疎対策事業債 (過疎地域持続的発展特別事業分) (充当率 100%)			△ 3,500
小 計			△ 3,500
合 計			7,300

令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

令和3年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,642千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,804,289千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金		6,336,398	2,184	6,338,582
	1. 県補助金	6,336,398	2,184	6,338,582
6. 繰入金		855,174	△9,826	845,348
	1. 他会計繰入金	655,174	△9,826	645,348
歳入合計		8,811,931	△7,642	8,804,289

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		133,404	619	134,023
	1. 総 務 管 理 費	123,703	619	124,322
9. 基 金 積 立 金		57,763	△8,261	49,502
	1. 基 金 積 立 金	57,763	△8,261	49,502
歳 出 合 計		8,811,931	△7,642	8,804,289

第 2 表 債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
特 定 健 康 診 査 業 務	令和4年度	37,582
計		37,582

令和 3 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計
(事業勘定)補正予算 (第 3 号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金	6,336,398	2,184	6,338,582
6. 繰入金	855,174	△9,826	845,348
歳入合計	8,811,931	△7,642	8,804,289

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費	133,404	619	134,023
8. 保 健 事 業 費	136,437	0	136,437
9. 基 金 積 立 金	57,763	△8,261	49,502
歳 出 合 計	8,811,931	△7,642	8,804,289

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		619	
2,184			△2,184
			△8,261
2,184	0	619	△10,445

2. 歳 入

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	6,336,398	2,184	6,338,582
計	6,336,398	2,184	6,338,582

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	655,174	△9,826	645,348
計	655,174	△9,826	645,348

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 特別交付金	2,184	特定健康診査等負担金 2,184

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員給与費等繰入金	619	職員給与費等繰入金 619
5. 財政安定化支援事業繰入金	△10,445	財政安定化支援事業繰入金 △10,445

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	123,703	619	124,322			619	
計	123,703	619	124,322			619	

(款) 8. 保健事業費

(項) 2. 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 特定健康診査等事業費	114,894	0	114,894	2,184			△2,184
計	114,894	0	114,894	2,184			△2,184

(款) 9. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 財政調整基金積立金	57,763	△8,261	49,502				△8,261
計	57,763	△8,261	49,502				△8,261

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 給料	△407	人件費	101
3. 職員手当等	645	一般職給	△407
		一般職員	△407
		扶養手当	219
4. 共済費	△126	住居手当	126
		通勤手当	△34
11. 役務費	217	期末手当	54
		児童手当	280
12. 委託料	301	共済組合負担金	△126
		負担金	△11
18. 負担金、補助及び交付金	△11	退職手当組合	△11
		一般管理費【市民課】	518
		通信運搬費	217
		業務委託料	301
		第三者行為損害賠償求償業務	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
			財源更正

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
24. 積立金	△8,261	基金積立金【市民課】	△8,261
		国民健康保険財政調整基金積立金	△8,261

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(10) 17	17,143	63,012	37,974	118,129	23,857	141,986	
補正前	(10) 17	17,143	63,419	37,329	117,891	23,983	141,874	
比 較	(0) 0	0	△ 407	645	238	△ 126	112	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	1,927	423	2,089		
	補正前	1,708	297	2,123		
	比 較	219	126	△ 34		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	3,193			574	
	補正前	3,193			574	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	17,960	10,418	1,390		
	補正前	17,906	10,418	1,110		
	比 較	54	0	280		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	() 17		63,012	33,960	96,972	20,529	117,501	
補正前	() 17		63,419	33,315	96,734	20,655	117,389	
比 較	() 0		△ 407	645	238	△ 126	112	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	1,927	423	1,515		
	補正前	1,708	297	1,549		
	比 較	219	126	△ 34		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	3,193			574	
	補正前	3,193			574	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	14,520	10,418	1,390		
	補正前	14,466	10,418	1,110		
	比 較	54	0	280		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				計 (千円)
補正後	(10)	17,143		4,014	21,157	3,328	24,485	
補正前	(10)	17,143		4,014	21,157	3,328	24,485	
比 較	(0)	0		0	0	0	0	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			574		
	補正前			574		
	比 較			0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	3,440				
	補正前	3,440				
	比 較	0				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 407	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 407	職員の変動によるもの △ 407 千円	
職員手当	645	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	645	扶養手当 219 千円 住居手当 126 千円 通勤手当 △ 34 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 54 千円 勤勉手当 千円 児童手当 280 千円	

令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）

令和3年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91,005千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 診 療 収 入		68,871	△2,000	66,871
	1. 外 来 収 入	67,275	△2,000	65,275
3. 国 庫 支 出 金		0	287	287
	2. 国 庫 補 助 金	0	287	287
5. 繰 入 金		15,903	△287	15,616
	1. 他 会 計 繰 入 金	15,903	△287	15,616
歳 入 合 計		93,005	△2,000	91,005

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 医 業 費		38,338	△2,000	36,338
	1. 医 業 費	38,338	△2,000	36,338
歳 出	合 計	93,005	△2,000	91,005

令和 3 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計
(直診勘定)補正予算(第 2 号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入	68,871	△2,000	66,871
3. 国庫支出金	0	287	287
5. 繰入金	15,903	△287	15,616
歳入合計	93,005	△2,000	91,005

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	46,711	0	46,711
2. 医療費	38,338	△2,000	36,338
歳出合計	93,005	△2,000	91,005

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
237			△237
50			△2,050
287	0	0	△2,287

2. 歳 入

(款) 1. 診療収入

(項) 1. 外来収入

目	補正前の額	補正額	計
3. 後期高齢者診療報酬収入	42,600	△2,000	40,600
計	67,275	△2,000	65,275

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 医療費補助金	0	287	287
計	0	287	287

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	14,403	△287	14,116
計	15,903	△287	15,616

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		△2,000	診療報酬収入 △2,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援事業費補助金		207	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援事業費補助金 207
2. 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金		80	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金 80

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金		△287	一般会計繰入金 △287

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	46,711	0	46,711	237			△237
計	46,711	0	46,711	237			△237

(款) 2. 医業費

(項) 1. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 医療用消耗器材費	4,497	0	4,497	50			△50
2. 医療用衛生材料費	30,000	△2,000	28,000				△2,000
計	38,338	△2,000	36,338	50			△2,050

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
10. 需用費	△2,000	医療用衛生材料費 【健康増進課】 △2,000 医薬材料費 △2,000

令和3年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

令和3年度豊岡市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,766千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,359,587千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 繰 入 金		332,284	1,947	334,231
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	332,284	1,947	334,231
6. 諸 収 入		13,113	819	13,932
	5. 雑 入	11,576	819	12,395
歳 入 合 計		1,356,821	2,766	1,359,587

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		31,396	1,027	32,423
	1. 総 務 管 理 費	28,809	1,027	29,836
2. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金		1,310,696	△35	1,310,661
	1. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金	1,310,696	△35	1,310,661
4. 諸 支 出 金		14,199	1,774	15,973
	1. 償還金及び還付加算金	1,525	955	2,480
	2. 繰 出 金	12,674	819	13,493
歳 出 合 計		1,356,821	2,766	1,359,587

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金	332,284	1,947	334,231
6. 諸収入	13,113	819	13,932
歳入合計	1,356,821	2,766	1,359,587

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	31,396	1,027	32,423
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,310,696	△35	1,310,661
4. 諸支出金	14,199	1,774	15,973
歳出合計	1,356,821	2,766	1,359,587

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		1,027	
			△35
		1,739	35
0	0	2,766	0

令和3年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第2号）に関する説明書

2. 歳 入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
3. その他一般会計繰入金	17,726	1,947	19,673
計	332,284	1,947	334,231

(款) 6. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
5. 雑 入	11,576	819	12,395
計	11,576	819	12,395

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 職員給与費等繰入金	1,027	職員給与費等繰入金	1,027
2. その他一般会計繰入金	920	その他一般会計繰入金	920

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 雑入	819	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託料	819

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	28,809	1,027	29,836			1,027	
計	28,809	1,027	29,836			1,027	

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,310,696	△35	1,310,661				△35
計	1,310,696	△35	1,310,661				△35

(款) 4. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 償 還 金	0	955	955			920	35
計	1,525	955	2,480			920	35

(款) 4. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 繰 出 金	12,674	819	13,493			819	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	676	人件費	1,027	
		会計年度任用職員報酬	676	
3. 職員手当等	212	パートタイム職員	676	
		通勤手当	40	
4. 共済費	139	期末手当	172	
		健保、厚生年金保険料	139	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金	△35	後期高齢者医療広域連合納付金 【市民課】	△35	
		納付金	△35	
		納付金	△35	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
22. 償還金、利子及び割引	955	返還金 【市民課】	955	
		返還金	955	
		兵庫県後期高齢者医療広域連合返還金	955	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
27. 繰出金	819	一般会計繰出金 【市民課】	819	
		一般会計繰出金	819	

(款) 4. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	12,674	819	13,493			819	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(2) 2	2,706	7,136	4,744	14,586	3,045	17,631	
補正前	(1) 2	2,030	7,136	4,532	13,698	2,906	16,604	
比 較	(1) 0	676	0	212	888	139	1,027	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後		336	348		3
	補正前		336	308		3
	比 較		0	40		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	685				
	補正前	685				
	比 較	0				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	2,190	1,182			
	補正前	2,018	1,182			
	比 較	172	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(2) 2		7,136	3,975	11,111	2,477	13,588	
補正前	(2) 2		7,136	3,975	11,111	2,477	13,588	
比 較	(0) 0		0	0	0	0	0	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後		336	183		3
	補正前		336	183		3
	比 較		0	0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	685				
	補正前	685				
	比 較	0				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,586	1,182			
	補正前	1,586	1,182			
	比 較	0	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(2)	2,706		769	3,475	568	4,043	
補 正 前	(1)	2,030		557	2,587	429	3,016	
比 較	(1)	676		212	888	139	1,027	

() 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			165		
	補 正 前			125		
	比 較			40		
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	604				
	補 正 前	432				
	比 較	172				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	職員の変動によるもの 0千円	
職 員 手 当	212	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	212	扶養手当 千円 住居手当 千円 通勤手当 40千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 172千円 勤勉手当 千円 児童手当 千円	

令和 3 年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 3 年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,048 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 316,358 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 3 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 森本診療所収入		86,591	△1,926	84,665
	1. 診療収入	57,324	△2,000	55,324
	4. 繰入金	27,661	△6	27,655
	7. 国庫支出金	1,000	80	1,080
3. 神鍋診療所収入		83,868	△1,002	82,866
	1. 診療収入	60,876	△1,000	59,876
	4. 繰入金	16,587	△2	16,585
4. 高橋診療所収入		76,267	△1,120	75,147
	1. 診療収入	39,504	△1,000	38,504
	4. 繰入金	34,046	△87	33,959
	9. 国庫支出金	1,000	△33	967
歳 入 合 計		320,406	△4,048	316,358

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 森本診療所費		86,491	△1,926	84,565
	1. 総務費	48,215	80	48,295
	2. 医療費	36,780	△2,000	34,780
	4. 公債費	1,496	△6	1,490
3. 神鍋診療所費		83,768	△1,002	82,766
	2. 医療費	40,059	△1,000	39,059
	4. 公債費	3	△2	1
4. 高橋診療所費		76,167	△1,120	75,047
	1. 総務費	41,175	△113	41,062
	2. 医療費	28,180	△1,000	27,180
	4. 公債費	6,812	△7	6,805
歳 出 合 計		320,406	△4,048	316,358

令和 3 年度豊岡市診療所事業特別会計
補正予算（第 3 号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 森本診療所収入	86,591	△1,926	84,665
3. 神鍋診療所収入	83,868	△1,002	82,866
4. 高橋診療所収入	76,267	△1,120	75,147
歳入合計	320,406	△4,048	316,358

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 森本診療所費	86,491	△1,926	84,565
3. 神鍋診療所費	83,768	△1,002	82,766
4. 高橋診療所費	76,167	△1,120	75,047
歳出合計	320,406	△4,048	316,358

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
80			△2,006
			△1,002
△33			△1,087
47	0	0	△4,095

2. 歳 入

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外 来 収 入	57,324	△2,000	55,324
計	57,324	△2,000	55,324

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	27,661	△6	27,655
計	27,661	△6	27,655

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 7. 国庫支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 国 庫 補 助 金	1,000	80	1,080
計	1,000	80	1,080

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外 来 収 入	60,876	△1,000	59,876
計	60,876	△1,000	59,876

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	16,587	△2	16,585
計	16,587	△2	16,585

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3. 後期高齢者診療報酬収	入	△2,000	現年度分 △2,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金		△6	一般会計繰入金 △6

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 医業費補助金		80	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金 80

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3. 後期高齢者診療報酬収	入	△1,000	現年度分 △1,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金		△2	一般会計繰入金 △2

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外 来 収 入	39,504	△1,000	38,504
計	39,504	△1,000	38,504

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	34,046	△87	33,959
計	34,046	△87	33,959

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 9. 国庫支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 国 庫 補 助 金	1,000	△33	967
計	1,000	△33	967

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3. 後期高齢者診療報酬収	入	△1,000	現年度分 △1,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金		△87	一般会計繰入金 △87

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 医業費補助金		△33	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制 確保支援事業費補助金 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金 △113 80

3. 歳 出

(款) 2. 森本診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	48,215	80	48,295	80			
計	48,215	80	48,295	80			

(款) 2. 森本診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 医 業 費	36,780	△2,000	34,780				△2,000
計	36,780	△2,000	34,780				△2,000

(款) 2. 森本診療所費

(項) 4. 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 利 子	24	△6	18				△6
計	1,496	△6	1,490				△6

(款) 3. 神鍋診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 医 業 費	40,059	△1,000	39,059				△1,000
計	40,059	△1,000	39,059				△1,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
10. 需用費	80	一般管理費 【健康増進課】 消耗品費	80 80

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
10. 需用費	△2,000	医業費 【健康増進課】 医薬材料費	△2,000 △2,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
22. 償還金、利子及び割引	△6	市債利子 【健康増進課】 市債利子	△6 △6

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
10. 需用費	△1,000	医業費 【健康増進課】 医薬材料費	△1,000 △1,000

(款) 3. 神鍋診療所費

(項) 4. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 利子	3	△2	1				△2
計	3	△2	1				△2

(款) 4. 高橋診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	41,175	△113	41,062	△33			△80
計	41,175	△113	41,062	△33			△80

(款) 4. 高橋診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 医業費	28,180	△1,000	27,180				△1,000
計	28,180	△1,000	27,180				△1,000

(款) 4. 高橋診療所費

(項) 4. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 利子	24	△7	17				△7
計	6,812	△7	6,805				△7

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
22. 償還金、利子及び割引		△2	市債利子 【健康増進課】 市債利子
			△2 △2

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
10. 需用費		△113	一般管理費 【健康増進課】 修繕料
			△113 △113

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
10. 需用費		△1,000	医業費 【健康増進課】 医薬材料費
			△1,000 △1,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
22. 償還金、利子及び割引		△7	市債利子 【健康増進課】 市債利子
			△7 △7

令和 3 年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 3 年度豊岡市の太陽光発電事業特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 866 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 115,582 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 3 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 財産収入		101,468	866	102,334
	1. 財産売払収入	101,398	866	102,264
歳入合計		114,716	866	115,582

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 施 設 費		43,337	866	44,203
	1. 施 設 費	43,337	866	44,203
歳 出	合 計	114,716	866	115,582

令和 3 年度豊岡市太陽光発電事業特別会計
補正予算（第 2 号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 財産収入	101,468	866	102,334
歳入合計	114,716	866	115,582

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 施設費	43,337	866	44,203
歳出合計	114,716	866	115,582

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			866
0	0	0	866

2. 歳 入

(款) 1. 財産収入

(項) 1. 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 生産物売払収入	101,398	866	102,264
計	101,398	866	102,264

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 生産物売払収入	866	電力売払収入	866
		山宮地場太陽光発電	213
		但馬空港地場太陽光発電	350
		竹貫地場太陽光発電	303

3. 歳 出

(款) 2. 施設費

(項) 1. 施設費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	43,337	866	44,203				866
計	43,337	866	44,203				866

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
26. 公 課 費	866	山宮地場ソーラー事業費 【生活環境課】 213 消費税及び地方消費税 213 但馬空港地場ソーラー事業費 【生活環境課】 350 消費税及び地方消費税 350 竹貫地場ソーラー事業費 【生活環境課】 303 消費税及び地方消費税 303	

令和3年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和3年度豊岡市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度豊岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(4) 主な建設改良事業			
配水施設費	1,256,838 千円	△ 20,000 千円	1,236,838 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,362,124 千円	△ 9,263 千円	2,352,861 千円
第1項 営業収益	1,784,266 千円	△ 144 千円	1,784,122 千円
第2項 営業外収益	557,912 千円	△ 9,119 千円	548,793 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,108,193 千円	△ 7,736 千円	2,100,457 千円
第1項 営業費用	1,871,678 千円	△ 7,080 千円	1,864,598 千円
第2項 営業外費用	229,472 千円	△ 656 千円	228,816 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1,175,659 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 103,594 千円、過年度分損益勘定留保資金 883,260 千円及び当年度分損益勘定留保資金 188,805 千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,150,821 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 101,336 千円、過年度分損益勘定留保資金 883,260 千円及び当年度分損益勘定留保資金 166,225 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,034,514 千円	4,838 千円	1,039,352 千円
第3項 負担金	54,917 千円	4,838 千円	59,755 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,210,173 千円	△ 20,000 千円	2,190,173 千円
第1項 建設改良費	1,272,833 千円	△ 20,000 千円	1,252,833 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	150,230 千円	1,000 千円	151,230 千円

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条中「247,601千円」を「238,607千円」に改める。

(債務負担行為)

第7条 予算第10条の次に第11条を加え、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水質検査業務	令和4年度	15,800千円
水道施設運転管理業務	令和4年度	116,600千円
老朽管更新事業	令和4年度	98,000千円

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和3年度

豊岡市水道事業会計補正予算

(第3号) に関する説明書

令和3年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業収益	2,362,124	△ 9,263	2,352,861			
1 営業収益	1,784,266	△ 144	1,784,122			
15 その他営業 収益	57,331	△ 144	57,187	020 他会計負担金	△ 144	消火栓維持管理 負担金
2 営業外収益	557,912	△ 9,119	548,793			
10 他会計補助 金	247,601	△ 8,994	238,607	005 一般会計補助金	△ 8,994	一般会計繰入金
17 長期前受金 戻入	264,907	△ 125	264,782	015 国庫(県)補助金 長期前受金戻入	△ 125	

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業費用	2,108,193	△ 7,736	2,100,457			
1 営業費用	1,871,678	△ 7,080	1,864,598			
20 総係費	179,352	1,000	180,352	003 手当	1,000	時間外手当
25 減価償却費	1,136,176	△ 8,080	1,128,096	105 有形固定資産 減価償却費	△ 8,080	建物 562 構築物 △ 14,524 機械及び装置 7,357 工具器具及び備 品 △ 1,475
2 営業外費用	229,472	△ 656	228,816			
05 支払利息	179,472	△ 2,083	177,389	135 企業債利息	△ 2,083	
15 消費税及び 地方消費税	30,211	1,427	31,638	155 消費税及び地方 消費税	1,427	

資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的收入	1,034,514	4,838	1,039,352			
3 負担金	54,917	4,838	59,755			
05 他会計負担 金	54,917	4,838	59,755	005 一般会計負担 金	4,838	消火栓新設改良負 担金

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的支出	2,210,173	△ 20,000	2,190,173			
1 建設改良費	1,272,833	△ 20,000	1,252,833			
05 配水施設費	1,256,838	△ 20,000	1,236,838	090 工事請負費	△ 20,000	給配水管布設替

令和3年度 豊岡市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	148,415
	減価償却費	1,128,096
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2,649
	修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,170
	長期前受金戻入額	△ 264,782
	受取利息及び受取配当金	△ 2,750
	支払利息	177,389
	有形固定資産売却損益 (△は益)	△ 19,944
	固定資産除却損	40,000
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 40,504
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 62,718
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	2,070
	前受金の増減額 (△は減少)	△ 3
	小計	1,104,748
	利息及び配当金の受取額	2,750
	利息の支払額	△ 177,389
	業務活動によるキャッシュ・フロー	930,109
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,297,769
	有形固定資産の売却による収入	20,002
	国庫補助金等による収入	21,637
	負担金による収入	64,755
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,191,375
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,063,400
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 937,340
	他会計からの出資による収入	52,203
	豊岡市奨学基金への支出	△ 600
	財務活動によるキャッシュ・フロー	177,663
	資金増加額	△ 83,603
	資金期首残高	3,210,069
	資金期末残高	3,126,466

補正予算給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 17	231	57,682	32,893	90,806	18,636	109,442
	資本勘定 支弁職員		() 6		21,602	13,023	34,625	7,163	41,788
	合計	10	() 23	231	79,284	45,916	125,431	25,799	151,230
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 17	231	57,682	31,893	89,806	18,636	108,442
	資本勘定 支弁職員		() 6		21,602	13,023	34,625	7,163	41,788
	合計	10	() 23	231	79,284	44,916	124,431	25,799	150,230
比較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	0	1,000	1,000	0	1,000
	資本勘定 支弁職員		() 0		0	0	0	0	0
	合計	0	() 0	0	0	1,000	1,000	0	1,000

()内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,286	1,109	1,841			8,225
	補正前	2,286	1,109	1,841			7,225
	比較	0	0	0			1,000
手当の内訳	区分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,148	18,073	12,254	980	
	補正前		1,148	18,073	12,254	980	
	比較		0	0	0	0	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 14	231	52,450	31,376	84,057	17,538	101,595
	資本勘定 支弁職員		() 6		21,602	13,023	34,625	7,163	41,788
	合計	10	() 20	231	74,052	44,399	118,682	24,701	143,383
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 14	231	52,450	30,376	83,057	17,538	100,595
	資本勘定 支弁職員		() 6		21,602	13,023	34,625	7,163	41,788
	合計	10	() 20	231	74,052	43,399	117,682	24,701	142,383
比較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	0	1,000	1,000	0	1,000
	資本勘定 支弁職員		() 0		0	0	0	0	0
	合計	0	() 0	0	0	1,000	1,000	0	1,000

()内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,286	1,109	1,437			8,225
	補正前	2,286	1,109	1,437			7,225
	比 較	0	0	0			1,000
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,148	16,960	12,254	980	
	補正前		1,148	16,960	12,254	980	
	比 較		0	0	0	0	

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	3		5,232	1,517	6,749	1,098	7,847
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	3		5,232	1,517	6,749	1,098	7,847
補正前	損益勘定 支弁職員	3		5,232	1,517	6,749	1,098	7,847
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	3		5,232	1,517	6,749	1,098	7,847
比 較	損益勘定 支弁職員	0		0	0	0	0	0
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	0		0	0	0	0	0

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後			404			
	補正前			404			
	比 較			0			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後			1,113			
	補正前			1,113			
	比 較			0			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	職員の変動によるもの 0 千円	職員数の異動状況 補正後 23 人 補正前 23 人 増 減 0 人
職員手当	1,000	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	1,000	扶養手当 千円 住居手当 千円 通勤手当 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 1,000 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 期末手当 千円 勤勉手当 千円 児童手当 千円	

債務負担行為に関する調書

追加

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 庫 補助金	企業債	損益勘 定留保 資金	その他
水質検査業務	15,800			令和4年度	15,800			15,800	
水道施設運転管理 業務	116,600			令和4年度	116,600			116,600	
老朽管更新事業	98,000			令和4年度	98,000			98,000	

令和3年度 豊岡市水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和4年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		690,567	
ロ 建 物	1,997,793		
減価償却累計額	934,903	1,062,890	
ハ 構 築 物	34,163,399		
減価償却累計額	16,015,626	18,147,773	
ニ 機 械 及 び 装 置	9,021,698		
減価償却累計額	6,884,187	2,137,511	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	20,636		
減価償却累計額	19,604	1,032	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	96,105		
減価償却累計額	80,790	15,315	
ト 建 設 仮 勘 定		1,252,592	
有形固定資産合計			23,307,680

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		2,268	
ロ その他無形固定資産		183,079	
無形固定資産合計			185,347

固定資産合計 23,493,027

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		3,126,466	
(2) 未収金	418,282		
貸倒引当金	14,258	404,024	
(3) 貯蔵品		19,461	
(4) 前払金		14,959	
(5) その他流動資産		77	
流動資産合計			<u>3,564,987</u>

資産合計 27,058,014

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>10,146,413</u>		
企業債合計		10,146,413	
固定負債合計			10,146,413
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>976,140</u>		
企業債合計		976,140	
(2) 未払金		234,496	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	9,755		
ロ 法定福利費引当金	<u>1,860</u>		
引当金合計		11,615	
(4) その他流動負債		<u>5,594</u>	
流動負債合計			1,227,845
5 繰延収益			
長期前受金		11,650,131	
収益化累計額		<u>6,510,452</u>	
繰延収益合計			<u>5,139,679</u>
負債合計			16,513,937

資本の部

6 資本金			7,628,646
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	18,564		
ロ 国庫（県）補助金	52,302		
ハ 一般会計補助金	2,816		
ニ 工事負担金	75,532		
ホ その他資本剰余金	<u>161,627</u>		
資本剰余金合計		310,841	
(2) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	250,000		
ロ 資産維持積立金	866,600		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,487,990</u>		
利益剰余金合計		<u>2,604,590</u>	
剰余金合計			<u>2,915,431</u>
資本合計			<u>10,544,077</u>
負債資本合計			<u>27,058,014</u>

令和 3 年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 3 年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 1 款 下水道事業収益	5,687,471 千円	△ 34,209 千円	5,653,262 千円
第 1 項 営業収益	1,841,830 千円	△ 238 千円	1,841,592 千円
第 2 項 営業外収益	3,845,639 千円	△ 33,971 千円	3,811,668 千円
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	5,034,895 千円	△ 39,519 千円	4,995,376 千円
第 1 項 営業費用	4,433,213 千円	△ 34,721 千円	4,398,492 千円
第 2 項 営業外費用	595,648 千円	△ 4,798 千円	590,850 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

2,355,100 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 96,287 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,844,697 千円、減債積立金 414,116 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,355,100千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 96,287 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,829,950 千円、減債積立金 428,863 千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 8 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	133,932 千円	177 千円	134,109 千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「2,408,434千円」を「2,395,195千円」に改める。

(債務負担行為)

第6条 予算第9条の次に第10条を加え、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理業務	令和4年度	421,900千円
汚泥処理 運搬業務	令和4年度	46,700千円

令和3年12月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和3年度

豊岡市下水道事業会計補正予算

(第2号)に関する説明書

令和3年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業収益	5,687,471	△ 34,209	5,653,262			
1 営業収益	1,841,830	△ 238	1,841,592			
10 他会計負担金	144,765	△ 238	144,527			
				005 雨水処理負担金	△ 238	
2 営業外収益	3,845,639	△ 33,971	3,811,668			
15 他会計補助金	2,385,801	△ 13,239	2,372,562			
				005 一般会計補助金	△ 13,239	一般会計繰入金
23 長期前受金戻入	1,414,063	△ 20,151	1,393,912			
				005 国庫(県)補助金 長期前受金戻入	△ 20,497	
				010 他会計補助金 長期前受金戻入	△ 3	
				015 受益者負担金 (分担金)長期 前受金戻入	△ 52	
				035 その他資本剰余 金長期前受金戻 入	401	
30 消費税及び地方消費税還付金	35,376	△ 581	34,795			
				005 消費税及び地方 消費税還付金	△ 581	消費税及び地方消費税還付

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業費用	5,034,895	△ 39,519	4,995,376			
1 営業費用	4,433,213	△ 34,721	4,398,492			
25 総係費	130,680	177	130,857			
				015 手当等	177	扶養手当 74 期末手当 13 児童手当 90
30 減価償却費	3,205,013	△ 34,898	3,170,115			
				175 有形固定資産 減価償却費	△ 34,898	構築物 △ 3,620 機械及び装置 △ 31,912 工具器具及び備品 634
2 営業外費用	595,648	△ 4,798	590,850			
05 支払利息	595,646	△ 4,798	590,848			
				205 企業債利息	△ 4,798	

令和3年度 豊岡市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	561,600
減価償却費	3,170,115
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	6,177
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,075
長期前受金戻入額	△ 1,393,912
受取利息及び受取配当金	△ 788
支払利息	590,848
固定資産除却損	53,746
未収金の増減額 (△は増加)	△ 19,685
未払金の増減額 (△は減少)	59,057
小計	3,024,083
利息及び配当金の受取額	788
利息の支払額	△ 590,848
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,434,023
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 3,519,422
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	1,763,026
他会計補助金による収入	22,633
負担金等による収入	1,001
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,732,760
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	3,124,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,654,945
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 530,845
資金増加額	170,418
資金期首残高	2,673,916
資金期末残高	2,844,334

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 13	209	47,521	25,472	73,202	15,617	88,819
	資本勘定 支弁職員		() 7		23,909	13,877	37,786	7,504	45,290
	合 計	10	() 20	209	71,430	39,349	110,988	23,121	134,109
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 13	209	47,521	25,295	73,025	15,617	88,642
	資本勘定 支弁職員		() 7		23,909	13,877	37,786	7,504	45,290
	合 計	10	() 20	209	71,430	39,172	110,811	23,121	133,932
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	0	177	177	0	177
	資本勘定 支弁職員		() 0		0	0	0	0	0
	合 計	0	() 0	0	0	177	177	0	177

() 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
		補正後	3,155		1,651		12
	補正前	3,081		1,651		12	2,724
	比 較	74		0		0	0
手 当 の 内 訳	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		2,569	16,723	11,145	1,370	
	補正前		2,569	16,710	11,145	1,280	
	比 較		0	13	0	90	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 11	209	44,261	24,515	68,985	14,905	83,890
	資本勘定 支弁職員		() 6		22,007	13,421	35,428	7,144	42,572
	合 計	10	() 17	209	66,268	37,936	104,413	22,049	126,462
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 11	209	44,261	24,338	68,808	14,905	83,713
	資本勘定 支弁職員		() 6		22,007	13,421	35,428	7,144	42,572
	合 計	10	() 17	209	66,268	37,759	104,236	22,049	126,285
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	0	177	177	0	177
	資本勘定 支弁職員		() 0		0	0	0	0	0
	合 計	0	() 0	0	0	177	177	0	177

() 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	3,155		1,336		12	2,724
	補正前	3,081		1,336		12	2,724
	比 較	74		0		0	0
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		2,569	15,625	11,145	1,370	
	補正前		2,569	15,612	11,145	1,280	
	比 較		0	13	0	90	

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	2		3,260	957	4,217	712	4,929
	資本勘定 支弁職員	1		1,902	456	2,358	360	2,718
	合 計	3		5,162	1,413	6,575	1,072	7,647
補正前	損益勘定 支弁職員	2		3,260	957	4,217	712	4,929
	資本勘定 支弁職員	1		1,902	456	2,358	360	2,718
	合 計	3		5,162	1,413	6,575	1,072	7,647
比 較	損益勘定 支弁職員	0		0	0	0	0	0
	資本勘定 支弁職員	0		0	0	0	0	0
	合 計	0		0	0	0	0	0

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後			315			
	補正前			315			
	比 較			0			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後			1,098			
	補正前			1,098			
	比 較			0			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	職員の変動によるもの 0 千円	職員数の異動状況 補正後 20 人 補正前 20 人 増 減 0 人
職員手当	177	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	177	扶養手当 74 千円 住居手当 千円 通勤手当 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 期末手当 13 千円 勤勉手当 千円 児童手当 90 千円	

債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金	その他
下水道施設維持管理業務	421,900			令和4年度	421,900				421,900
汚泥処理運搬業務	46,700			令和4年度	46,700				46,700

令和3年度 豊岡市下水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和4年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,929,338	
ロ 立木		41,477	
ハ 建物	8,382,976		
減価償却累計額	<u>3,086,490</u>	5,296,486	
ニ 建物附属設備	1,143,888		
減価償却累計額	<u>1,101,221</u>	42,667	
ホ 構築物	105,464,857		
減価償却累計額	<u>40,452,551</u>	65,012,306	
ヘ 機械及び装置	30,499,814		
減価償却累計額	<u>19,883,029</u>	10,616,785	
ト 車両及び運搬具	8,494		
減価償却累計額	<u>8,072</u>	422	
チ 工具器具及び備品	66,679		
減価償却累計額	<u>58,274</u>	8,405	
リ 建設仮勘定		<u>1,990,018</u>	
有形固定資産合計			85,937,904

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		3,300	
ロ その他無形固定資産		<u>1,927</u>	
無形固定資産合計			<u>5,227</u>

固定資産合計 85,943,131

2 流動資産

(1) 現金預金		2,844,334	
(2) 未収金	369,488		
貸倒引当金	<u>18,525</u>	350,963	
(3) その他流動資産		<u>78</u>	
流動資産合計			<u>3,195,375</u>

資産合計

89,138,506

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>39,569,432</u>		
	企業債合計		39,569,432	
(2)	引当金			
	イ 修繕引当金	<u>35,650</u>		
	引当金合計		<u>35,650</u>	
	固定負債合計			39,605,082
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>3,696,022</u>		
	企業債合計		3,696,022	
(2)	未払金		1,123,190	
(3)	預り金		10,054	
(4)	引当金			
	イ 賞与引当金	9,721		
	ロ 法定福利費引当金	<u>1,869</u>		
	引当金合計		<u>11,590</u>	
	流動負債合計			4,840,856
5	繰延収益			
	長期前受金		61,864,184	
	収益化累計額		<u>28,352,067</u>	
	繰延収益合計			<u>33,512,117</u>
	負債合計			77,958,055

資本の部

6	資本金			8,401,935
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 国庫（県）補助金	803,924		
	ロ 他会計補助金	35,916		
	ハ 受益者負担金（分担金）	<u>77,821</u>		
	資本剰余金合計		917,661	
(2)	利益剰余金			
	イ 減債積立金	864,525		
	ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>996,330</u>		
	利益剰余金合計		<u>1,860,855</u>	
	剰余金合計			<u>2,778,516</u>
	資本合計			<u>11,180,451</u>
	負債資本合計			<u>89,138,506</u>

注記

I. 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、27,238,227千円である。

II. セグメント情報の開示

1 報告セグメントごとの営業収益等

当年度 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:千円)

項 目	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	小規模集落 排水処理	個別排水処理	コミュニテイ ・プラント	合 計
営業収益	1,196,780	421,864	58,392	3,624	1,443	2,540	1,255	1,685,898
営業費用	2,282,196	1,199,599	693,014	37,498	23,466	14,066	54,255	4,304,094
営業損益	△ 1,085,416	△ 777,735	△ 634,622	△ 33,874	△ 22,023	△ 11,526	△ 53,000	△ 2,618,196
経常損益	405,826	157,897	454	9	9	73	91	564,359
セグメント資産	45,750,187	25,235,585	15,308,106	698,535	355,044	80,812	1,710,237	89,138,506
セグメント負債	41,865,828	22,368,554	12,225,575	562,999	223,846	70,748	640,505	77,958,055
その他の項目								
他会計繰入金	1,241,909	747,826	488,807	16,850	19,897	7,542	1,324	2,524,155
減価償却費	1,679,313	878,842	515,095	25,870	13,141	7,206	50,648	3,170,115
特別利益	2	0	0	0	0	0	0	2
特別損失	1,294	831	454	9	9	73	91	2,761
固定資産増加額	418,562	1,443,428	69,091	29,091	0	0	0	1,960,172